

多可町男女共同参画計画

平成20年3月

多 可 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	6
第2章 基本的な考え方	7
1. 基本理念	7
2. 基本目標	8
3. 施策の体系	9
第3章 施策の方向と内容	11
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革	11
基本課題1 男女共同参画に向けた意識啓発・広報の推進	13
基本課題2 男女共同参画推進のための情報サービスの充実	16
基本課題3 多様な選択を可能にする生涯学習の充実	18
基本目標2 男女共同参画社会を担う人材の確保・養成	20
基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	21
基本課題2 男女の平等を推進する学校教育の充実	23
基本目標3 働く場における男女共同参画の推進	25
基本課題1 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保	27
基本課題2 多様で柔軟な働き方を可能とする条件整備	29
基本課題3 農業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立	31

基本目標4 生活の場における男女共同参加・参画の推進 ----- 33

基本課題1 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の促進 —— 34

基本課題2 家庭・地域生活と職業生活との両立支援 ————— 37

基本目標5 女性がすこやかにすごせる社会の形成 ----- 40

基本課題1 女性に対する暴力の根絶 ————— 41

基本課題2 生涯にわたる女性の健康の保持・増進 ————— 43

基本目標6 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備 ----- 46

基本課題1 活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備 —— 47

基本課題2 社会的に困難な状況にある男女の生活安定 ————— 49

基本課題3 防災・災害復興への取り組みの促進 ————— 50

第4章 計画の推進体制 ————— 51

1. 庁内における推進体制の整備 ————— 51

2. 住民参加・参加体制の強化 ————— 51

3. 重点施策の検討・実施 ————— 51

4. 職員に対する研修の充実 ————— 51

5. 国、県、関連機関との連携 ————— 51

資料編 ————— 52

1. 多可町男女共同参画推進計画検討委員会設置要綱 ————— 52

2. 多可町男女共同参画推進計画検討委員会委員名簿 ————— 53

3. 計画策定の経過 ————— 54

4. 男女共同参画の推進に関する数値目標 ————— 55

5. 男女共同参画社会基本法 ————— 56

6. 用語の解説 ————— 60

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

多可町では、平成17(2005)年11月、兵庫県多可郡の中町・加美町・八千代町の3町の合併を経て、平成19(2007)年3月には「天たかく 元気ひろがる美しいまち 多可」を基本理念とする「多可町総合計画(2007-2016)」を策定したところです。ここでは、「人権尊重のまちをつくる」において、男女共同参画社会の実現がうたわれています。

国において、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など急速に進む時代の変化を的確にとらえ、このような変化を乗り越えていくためには、男女共同参画社会の形成が、緊急かつ重要な課題の一つであるからです。

男女共同参画基本法において、「男女共同参画社会とは、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(第2条)」とされています。

この法律は、男女が人権を尊重しあい、それぞれの個性と能力を十分発揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の実現をめざすもので、「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画の形成を促進していこうとしています。

しかし、わたしたちの身近な現状をみると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く残るなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く存在しています。

一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、あらゆる場面において、自らの持てる能力と個性を十分に発揮し、性別にとらわれることなくさまざまな活動が選択でき、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、「1人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現をめざして」を基本理念とした多可町男女共同参画計画を策定することとしました。

2. 計画策定の背景

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた動き

① 国際的な動き

国連は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、翌年から昭和60(1985)年を「国際婦人の10年」とし、なかでも、昭和54(1979)年、第34回国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」や昭和60(1985)年の「第3回世界女性会議」で採択された「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」は、各国政府に具体的かつ実効的な施策を求めるなど、女性の人権尊重に向けた地球規模での取り組みは世界的に大きく進展しました。

平成7(1995)年には、女性の地位向上のための世界的な行動指針である「北京宣言」及び「行動綱

第1章 計画の概要

領」が採択され、女性の地位向上のために行動を起こすこと及び行動を起こすために女性が力をつけること(エンパワーメント)の重要性や女性に対する暴力問題への取り組み等が示されました。

平成12(2000)年には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領の更なる行動とイニシアチブ」が採択されました。

さらに、平成17(2005)年には、第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が開催され、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」の再確認と、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを各国政府に求める「政治宣言」が採択されました。

②国内の動き

我が国においては、こうした国際的な動きを受けて、昭和51(1976)年、総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52(1977)年には「国内行動計画」が策定されました。

その後、「国籍法」の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定等、さまざまな取り組みが行われました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年の平成12(2000)年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革」等、11の重点目標が掲げられています。平成17(2005)年には、これまでの取り組みを評価・総括し、新たに「男女共同参画基本計画(第二次)」が策定されました。

また、平成13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成16(2004)年3月・平成19(2007)年7月改正)の制定など男女共同参画推進に向けた法整備も進められています。

《参考》

国の男女共同参画基本計画(第2次)のポイント(平成17年12月改定)

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 女性のチャレンジ支援
- 3 男女雇用機会均等の推進
- 4 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- 5 新たな分野への取り組み
- 6 男女の性差に応じた的確な医療の推進
- 7 男性にとっての男女共同参画社会
- 8 男女平等を推進する教育・学習の充実
- 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 10 あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実践し、男女共同参画社会の実現をめざす

③兵庫県の動き

兵庫県では、昭和53(1978)年に「兵庫県婦人行動綱領」を制定し、その後、昭和60(1985)年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」、平成2(1990)年に「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定し、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれることなく、男女が対等なパートナーとして共にいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざして、さまざまな取り組みが進められてきました。

平成4(1992)年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター・イーブン」が開設されるなど、組織体制の充実が進められました。

平成8(1996)年、「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定後の社会状況や人々の意識変革を検証するとともに、第4回世界女性会議での「行動綱領」を踏まえた、「新ひょうごの女性しあわせプラン-後期計画-」が策定され、より今日的な施策の展開が図られました。

平成13(2001)年3月には、男女共同参画基本法に基づく「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-」(平成13年度~22年度)が策定され、さらに平成14(2002)年3月には、「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。平成18(2006)年3月には、「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-」の具体的な施策「後期実施計画」が策定され、総合的かつ計画的に施策を展開しています。

また、平成18(2006)年4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」が策定されました。

《参考》

県の男女共同参画(後期実施計画)のポイント(平成18年4月改定)

- 1 チャレンジしたい女性に対する支援の一層の充実
- 2 地域活動における男女共同参画の取り組みの一層の推進
 - ・地域おこし・まちづくり・観光、環境分野における男女共同参画の取り組みの一層の推進
 - ・団塊世代の地域活動等への支援
- 3 子育て支援策の一層の充実
- 4 DV対策の一層の充実
- 5 生涯を通じた女性の健康支援の一層の充実
- 6 高齢者虐待防止の一層の充実
- 7 防災・災害復興への取り組みの促進

④本町の動き

平成17(2005)年11月に中町・加美町・八千代町の合併により「多可町」が誕生しました。旧町時代には男女共同参画社会の実現へ向けて、様々な取り組みがなされてきました。

なかでも、旧中町においては、男女共同参画の行動計画が、旧加美町においては男女が共に輝く町づくり条例と行動計画が策定されていました。

多可町においては、平成17(2005)年11月「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」を制定し、審議会への女性の積極的な登用を図るなどの男女共同参画への取り組みや、平成19

第1章 計画の概要

(2007)年より、「多可町総合計画」の「地域から、やる気 たかまるまち」において、男女共同参画を推進し、その実現に向けての施策を実施しています。

平成18(2006)年には多可町男女共同参画計画策定を目的とした、住民からなる「多可町男女共同参画推進計画検討委員会」を設置し、平成19(2007)年には多可町男女共同参画計画の基礎資料とするための住民意識調査「多可町男女共同参画に関するアンケート調査」を実施し、その結果や社会情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画の推進を図るための基本計画を策定しました。

(2) 社会情勢の変化

①人権尊重の動き

それぞれが一人の人間として、性別や年齢、国籍等の違いを互いに認め合い、誰もが人権を尊重される社会の実現が必要とされています。しかし、現実には性別による差別をはじめ、配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)等、さまざまな人権問題があります。

男女共同参画社会の実現には、学校や家庭・地域・職場などあらゆる場において人権に関する教育・啓発を推進し、男女が共に個人として尊重され、その能力を発揮できる社会づくりを推進する必要があります。

②高齢化の進行

本町の高齢化率は、平成17(2005)年10月の国勢調査では25.6%で、平成12(2000)年の22.9%からさらに進んでいます。また、全国平均の20.1%を上回っており、ほぼ4人に1人が高齢者という状況になっています。さらに、平成22(2010)年には28.3%となることが予想されています。

また、平均寿命・余命ともに女性は男性よりも長いうえ、一般的な年齢差から、妻が夫より長生きする傾向が強く、高齢女性の一人暮らしが著しく増えています。

高齢社会を支えていくためには、介護を社会全体で支えるとともに、高齢期の男女が共に自立し、充実した生活を送ることができるよう、支援体制を整備していく必要があります。

もちろん現在でも、高齢者のほとんどは元気に社会にかかわっており、これからもより積極的な高齢者の活躍は期待できます。そんな中で元気な高齢者が社会を支える側に立つことも求められています。

③少子化の進行

少子化の要因は、直接的には晩婚化とそれに伴う晩産化、未婚率の上昇にあります。その背景には子育てにかかる経済的負担や、家事・育児と仕事の両立に対する負担感が大きいことなどが挙げられています。

そもそも、結婚や出産は、個人のライフスタイルや価値観にかかわるものであり、社会的に強制されるものではありません。しかし、少子・高齢化が社会全体に及ぼす影響の深刻さや出産・育児をサポートする社会の仕組みが十分整備されていないことが、子どもを出産することに心理的な影響を与えているという状況を考えれば、「男は仕事、女は家庭」というような役割分担意識を見直し、男女が共に家事と仕事を両立できるようにしていくなど、子どもをもちたいと思う男女が

安心して子どもを産み育てることができるよう社会全体で支援していく必要があります。

④地域社会の変化

少子・高齢化や家族の多様化、人々のライフスタイルや価値観の変化は、地域の連帯感や相互扶助意識を弱めているといわれています。

地域には、さまざまな世代、立場、状況の人たちが混在しており、そうした人たちとの交流を通して一人ひとりが得るものもたくさんあり、特に、子どもたちは地域で育てられることが重要です。

個々の家庭の機能が危うくなった今こそ、安全・安定・安心の基盤として、地域に求められることは大きくなっています。

性別・年齢を問わず、地域社会の一員として主体的に参加し行動することができる、自律し自立した町民像の形成が期待されます。

⑤社会経済の成熟化と産業構造・就業構造の変化

戦後の経済成長を支えてきた経済・社会システムは大きな転換期を迎えています。競争化が激化する中で産業構造は大きく変化しつつあります。また、就業形態の多様化や雇用の流動化の傾向が進み、終身雇用・年功序列を前提とした日本型雇用慣行も揺らぎつつあります。このことは、これまでの日本の社会を規定してきた男性中心の社会が行き詰まりを迎えているともいえます。このような中で人々のライフスタイルの変化や価値観も多様化し、経済的な豊かさだけでなく精神的な豊かさも求められるようになってきています。

長時間労働や育児、介護などの多重な負担を背負うことなく、誰もが働きやすい社会の実現が求められています。

男女労働者が共に担う家族責任をすべての人がよく理解し、仕事と家庭生活が両立し、充実した働き方・生き方ができる労働条件・環境の整備が必要です。

⑥情報化の進展

情報化の進展により、地理的・時間的な距離を越えた価値の共有が容易となり、働き方、住み方、人とのつながり方などが大きく変化しています。インターネット等のマルチメディアの普及による情報通信技術の革新は、今後も進むことが予想されます。家庭や職場等の日常のあらゆる場面において瞬時に情報を受・発信できるネットワークの構築は、豊富な情報量と情報の共有化をもたらすことが期待されます。

しかし、その一方では、新しいメディアを使った“性の商品化”“性を誇張した情報”等の女性の人権をおとしめるものや“悪徳な商法”“個人情報への漏えい”といった新たな犯罪も起こっています。もちろん、従来からの多様な活字情報や、テレビ、ラジオ等も拡大し続けており、情報量は肥大し続けています。こうした中で、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を獲得することが重要です。

第1章 計画の概要

3. 計画の性格

この計画は、計画策定のためのアンケート調査に基づいて、「多可町男女共同参画推進計画検討委員会」で検討を重ね、住民のみなさんの意見をもとに策定したものです。

本計画は、多可町総合計画など、町の諸計画や取り組みとの整合を図るとともに、国の「男女共同参画社会基本法」や「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21-」とも整合を図り、人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けての基本的指針となるものです。

計画の推進にあたっては、行政、住民、事業所、団体等がそれぞれに役割を担い、主体的に取り組み、男女が共に家庭や地域などであらゆる活動に積極的に参加、参画することを期待するものです。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成20(2008)年度を初年度として、平成29(2017)年度を目標年度とする10か年の計画です。ただし、国内外の動向や社会情勢住民ニーズの変化や町の状況に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 基本的な考え方

1. 基本理念

1人ひとりが輝く 男女共同参画社会の実現をめざして

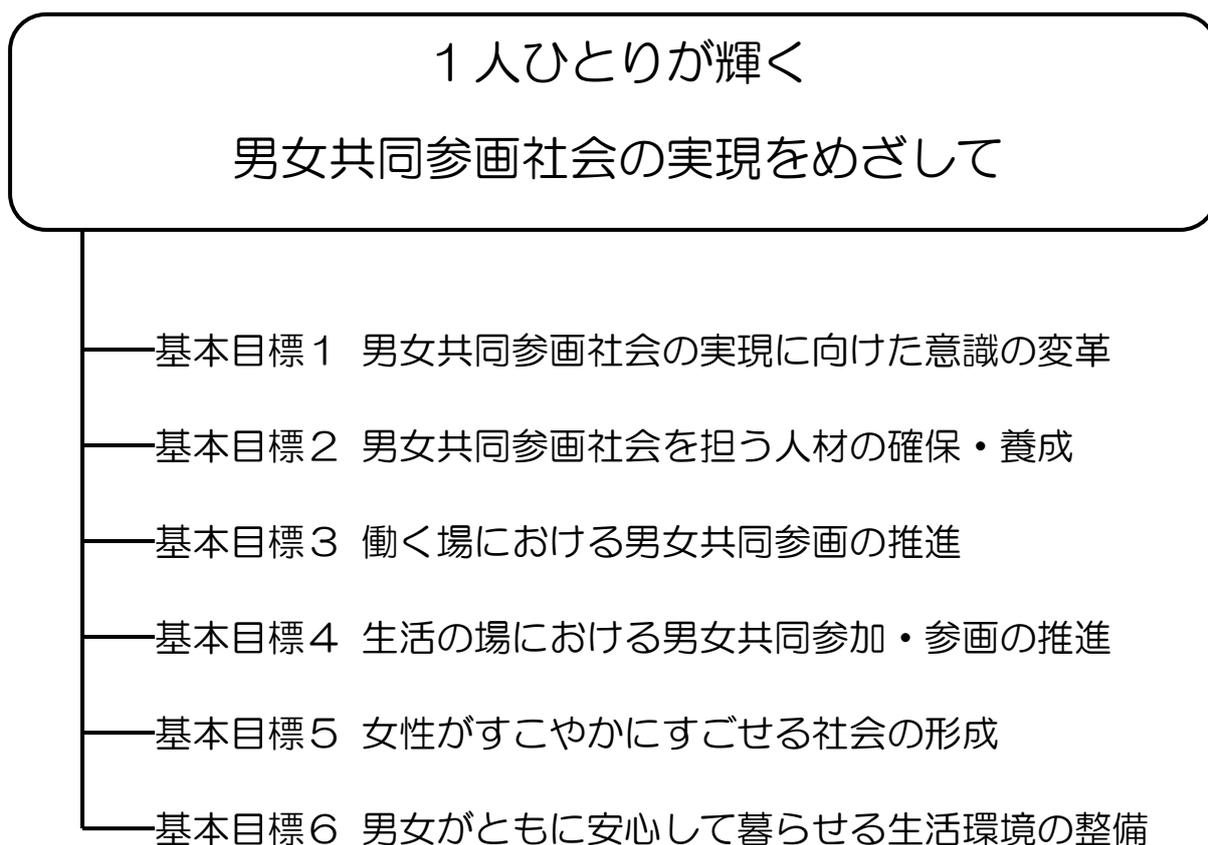
男女共同参画の基本となるものは人権の尊重です。性別にとらわれず、互いを尊重し、互いを思いやり、共に責任を担い、誰もが自分らしく生きられる社会、そして、男女が家庭・地域・職場等あらゆる分野へ参画する機会が保障される社会をつくっていくことが大切です。

男女共同参画を取り巻く現状は、男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法等により、法律や制度面においては整備されてきましたが、女性をめぐる育児・介護、ドメスティック・バイオレンス等の問題は依然としてあります。これらは、長い年月の中で人々の意識に刷り込まれた社会的性別(ジェンダー)によるものですが、この人々の意識や行動、社会の慣行等の中にある固定的な性役割分担意識を是正し、女性と男性が自立した人間として、自由に、主体的に、平等に社会のあらゆる分野に参画し、その責任と義務を担い合う「男女共同参画社会」を築くことが必要とされています。

日本国憲法や女子差別撤廃条約にうたわれている「基本的人権の尊重」「男女平等」「個人の尊厳」「政治、経済、社会への女性参加」を基本とした男女共同参画社会を形成するために、本町においても、男女の人権が家庭・地域・職場等のあらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより住民すべてが豊かな人生を送ることができるよう男女共同参画社会の実現をめざします。

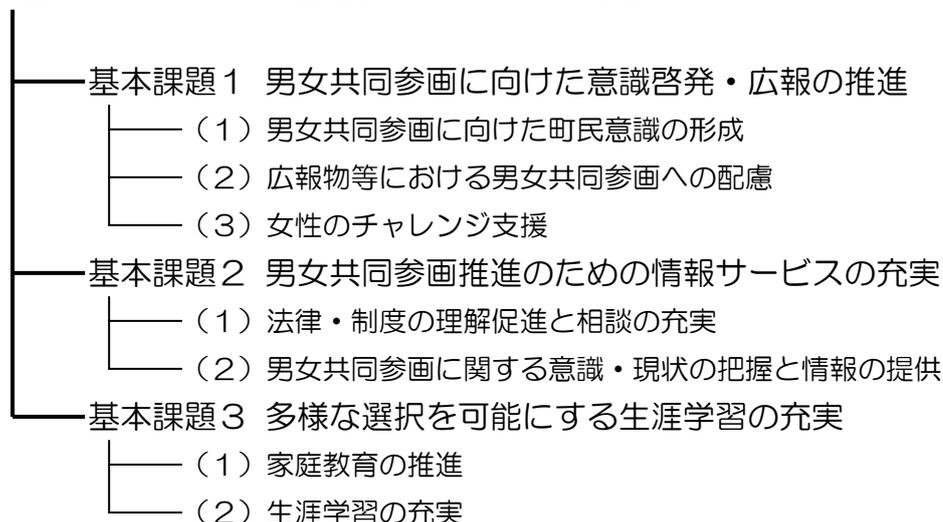
2. 基本目標

基本理念である「1人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現」をめざして、次の6点を基本目標として設定します。

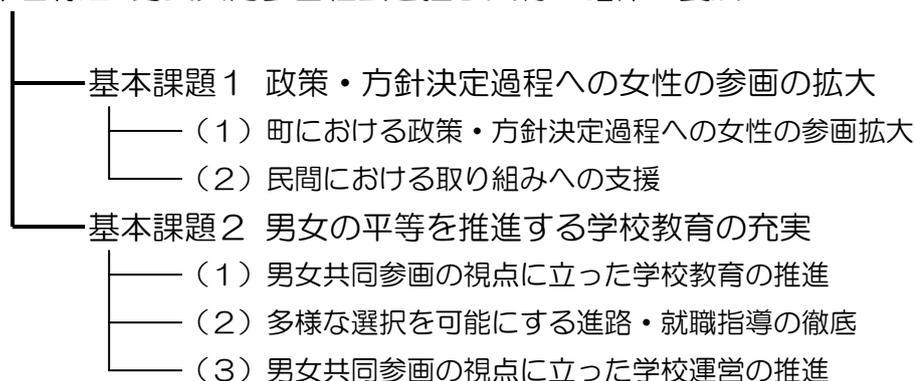


3. 施策の体系

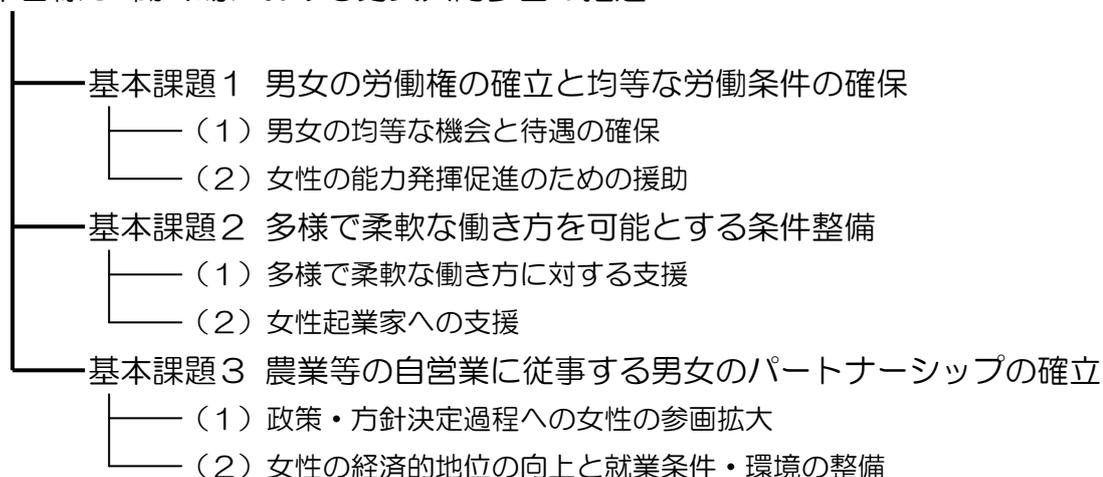
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革



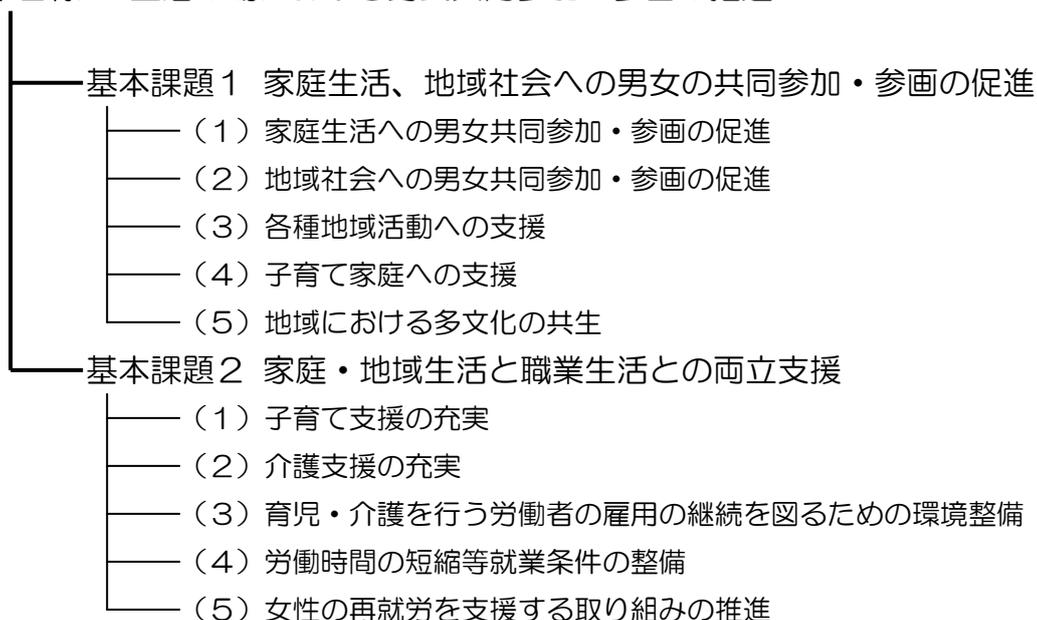
基本目標2 男女共同参画社会を担う人材の確保・養成



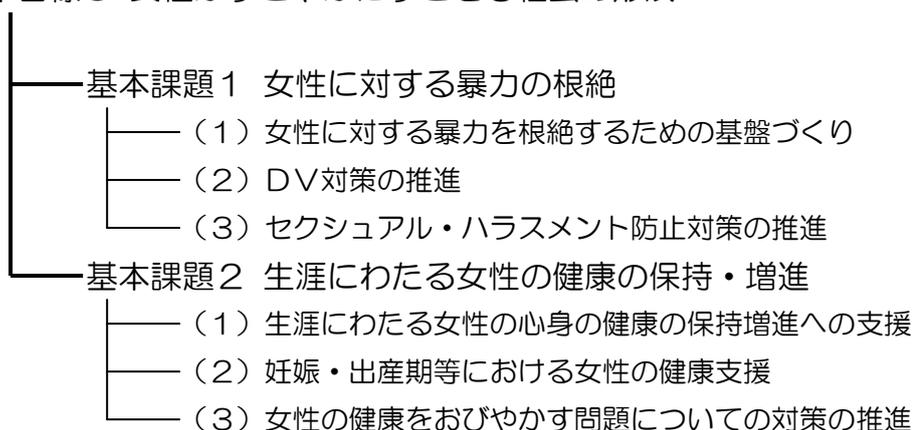
基本目標3 働く場における男女共同参画の推進



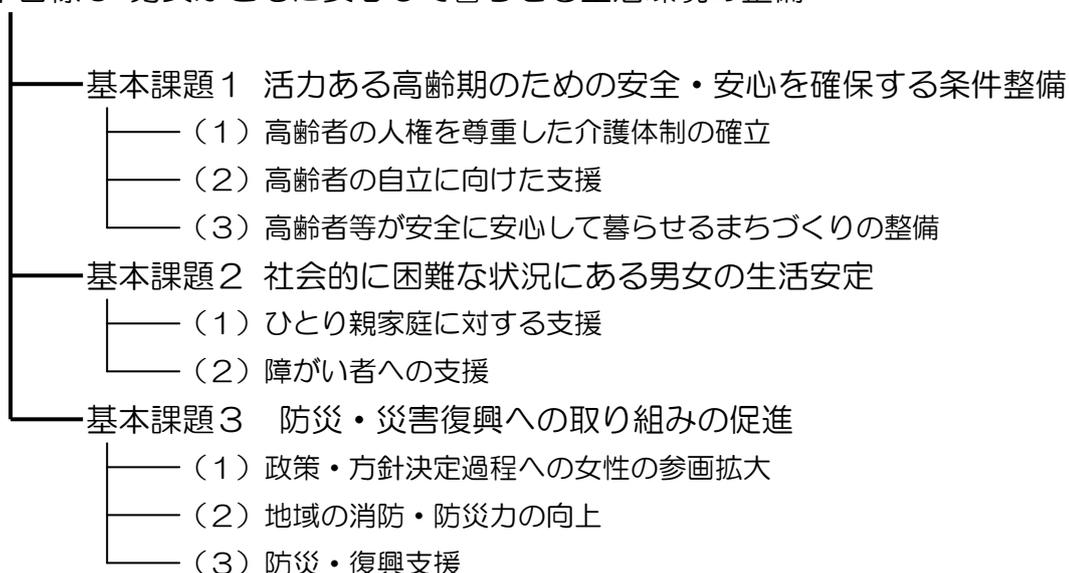
基本目標4 生活の場における男女共同参加・参画の推進



基本目標5 女性がすこやかにすごせる社会の形成



基本目標6 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備



第3章 施策の方向と内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

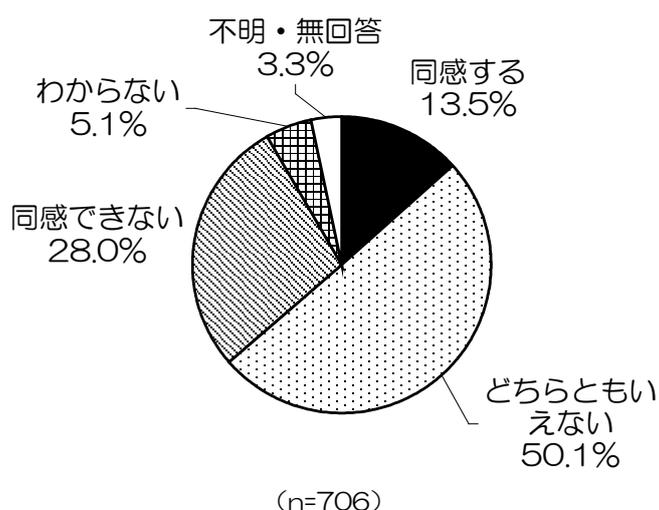
男女が互いの人権を尊重し対等な構成員として、責任を分かち合いながら個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、住民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を認識し、行動していくことが最も重要です。少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する時代・社会の中で、男女がともに個性と能力を十分に発揮し、社会形成に参画することが必要となってきています。

社会には「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や社会的性別（ジェンダー）に基づく様々な社会慣行が根強く残っています。

男女共同参画社会づくりの基盤として住民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが必要です。

そのためには、こうした固定的性別役割分担や慣行等を見直すことができるよう男女共同参画に関する広報・啓発活動を進めるとともに、各種の情報サービス、教育・学習の機会の充実等の施策を展開し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めていきます。

【問】「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。

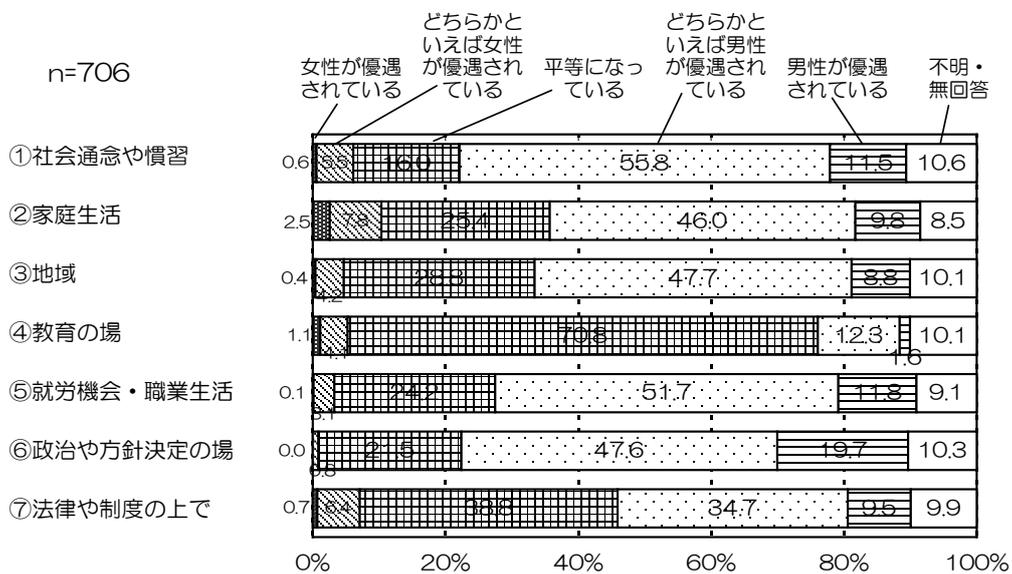


資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

第3章 施策の方向と内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

【問】あなたは次の①～⑦で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

基本課題1 男女共同参画に向けた意識啓発・広報の推進

(1) 男女共同参画に向けた町民意識の形成

男女共同参画に関するパンフレットやビデオなどの資料や教材の充実を図るとともに、図書館や関係各課で資料や教材の貸し出しを行い、積極的な情報提供を進めます。

男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、講演会やセミナー等を開催し、意識の変革を図ります。

施策項目	施策内容
1.男女共同参画セミナーの実施	男女の固定的な性別役割分担意識を改め、男女共同参画社会の実現に向けてのセミナーを実施します。特に参加型・体験型セミナーを実施します。
2.男女共同参画のシンボルマーク・キャッチコピーの募集	男女共同参画への関心と理解を深めるため、親しみやすく、わかりやすいシンボルマーク・キャッチコピーを募集します。
3.男女共同参画に関する情報資料の収集・提供	住民の男女共同参画への理解を深めるため情報資料の収集・提供を行います。
4.様々な情報を主体的に読み解く力（メディアリテラシー）の普及	性の商品化や性別による固定的な役割分担意識を助長する表現などに対して主体的に読み解く能力を身に付けることができるよう啓発します。
5.図書館での情報提供	図書館及び公民館図書室等において、男女の人権の尊重など男女共同参画に関する図書を提供します。

(2) 広報物等における男女共同参画への配慮

性別役割分担意識や社会的性別（ジェンダー）にとらわれた制度や慣行等の見直しへの理解と認識を深めるため、町の広報紙やホームページなど様々な媒体を通じた情報提供や、啓発冊子の充実に努めます。

行政においても、男女共同参画に関する理解の促進を図るとともに、理念の共有を図ります。また、町が発行するすべての広報物におけるイラスト等の表現を、男女共同参画の視点から点検することを通じて、庁内外に向けて、男女共同参画の啓発に努めます。

施策項目	施策内容
6.男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進	広報たかをはじめ、あらゆる広報媒体を活用し男女共同参画に対する理解を深める啓発を行います。
7.広報・出版物における男女の表現ガイドラインの作成・活用	男女共同参画の視点から適切な表現を選ぶため、「男女表現ガイドライン」を作成し活用を促進します。

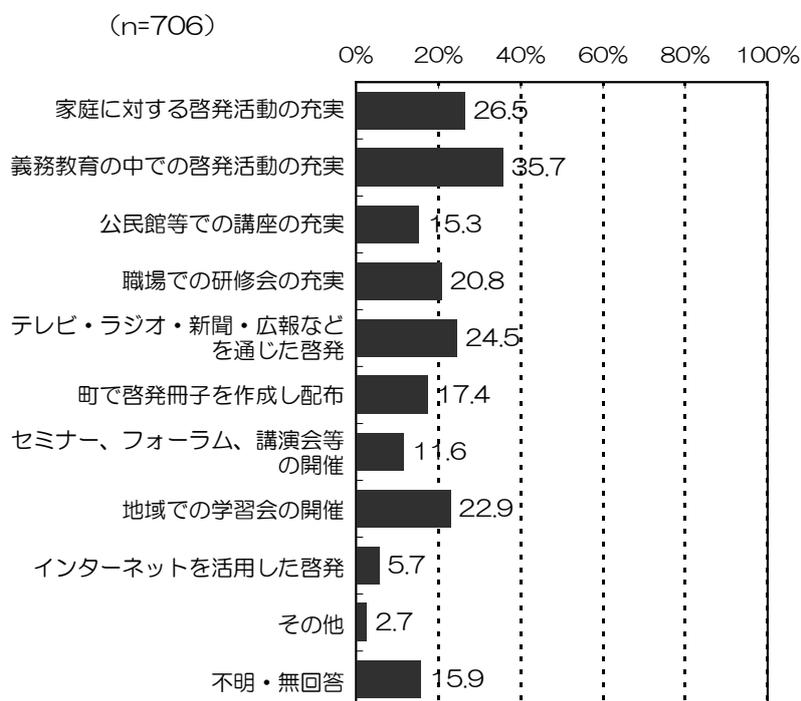
(3) 女性のチャレンジ支援

少子・高齢化の進展による労働力が懸念される中で、育児等のために退職した女性が再就職を希望する場合には、その能力を発揮する場を提供していくことが一層求められます。

女性の再就職や、地域活動へ参加、参画の一助となるよう、女性の起業や再就職などについての学習機会や情報提供に努めます。

施策項目	施策内容
8.女性のチャレンジ広場の開設	女性のチャレンジ広場を開設し、求人情報や各種資格取得講座の案内等の情報提供を行います。

【問】あなたは男女共同参画に対する町民の意識を高めていくには、どうすればよいと思いますか。次の中から選んでください。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員からのご意見等

- パンフレットを配るだけでなく、子どもも大人でもわかるようなビデオを流してはどうか。
- 体験学習や参加型の講座など、実践的な手法がいいと思う。こうした小さいことの積み上げが大切である。
- 見聞きするだけでは、自分の考えしかわからないので、ディスカッションを取り入れてはどうか。
- 参加者がいつも同じで限られているので、町民全体に広がるようにしたい。婦人会や老人会の機会を利用して、わかりやすいビデオを流してはどうか。
- 活動している人の励ましになるように、活動グループの紹介などを広報してはどうか。
- 昔からのよくない慣習を変えるには、何が問題かわかりやすく示していく必要がある。

基本課題2 男女共同参画推進のための情報サービスの充実

(1) 法律・制度の理解促進と相談の充実

国や兵庫県、関係機関などと情報交換を活発に行い、男女共同参画に関する情報の収集や整備を図り、情報の提供のための体制づくりに努めます。

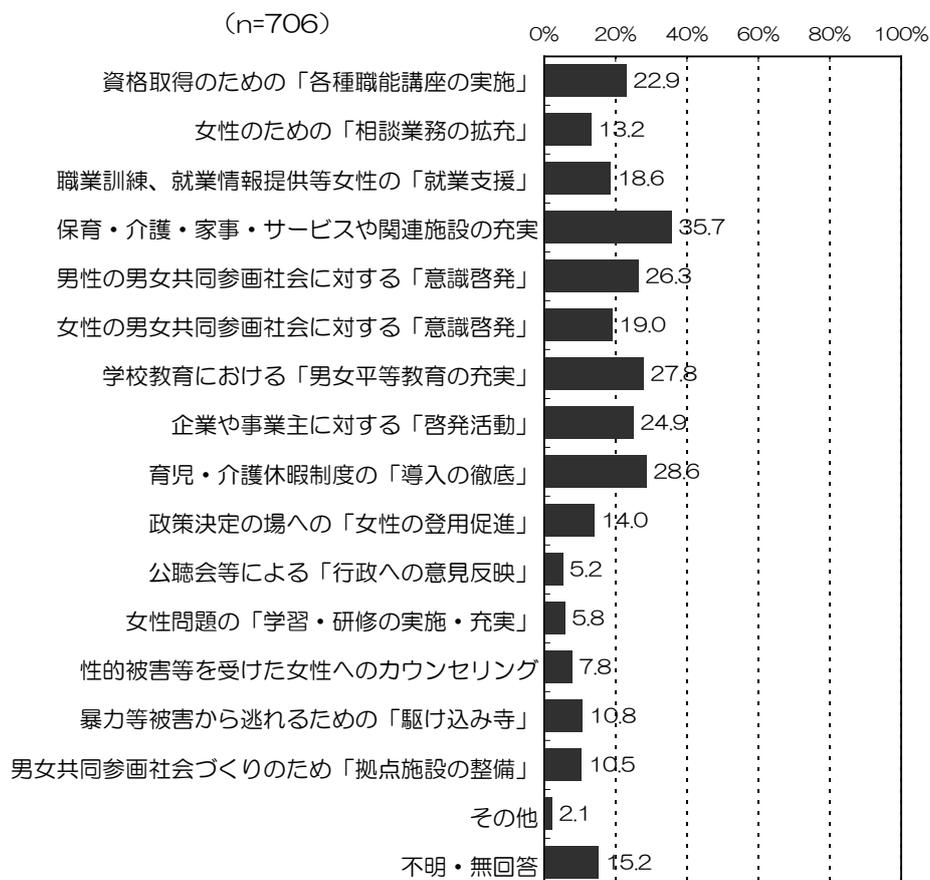
施策項目	施策内容
9.法令等・制度の理解促進	男女共同参画及び女性の権利に関わりの深い法令等・制度について誰もが理解しやすい形で広報を行うなど、内容を周知します。また、権利が侵害された場合の相談窓口等についても情報提供します。

(2) 男女共同参画に関する意識・現状の把握と情報の提供

男女共同参画に関する住民などの意識・行動について、現状把握のためのアンケート調査などを定期的実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、町の広報紙やホームページ、啓発冊子など様々な媒体を通じた情報発信に努めます。

施策項目	施策内容
10.男女共同参画に関する意識・現状の把握と資料収集	住民の男女共同参画への理解を深めるため、各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を提供します。

【問】あなたは男女共同参画のために、行政にどのようなことを望みますか。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員会からのご意見等

- スーパーや病院にも、相談窓口を設けてもらうようにできないか。
- 伊丹市女性施策市民オンブード制度を参考にしているかどうか。
- まずは職員研修が重要だと思う。

基本課題3 多様な選択を可能にする生涯学習の充実

(1) 家庭教育の推進

家庭における親の意識や生活態度も含めて、その教育態度が子どもに与える影響は大きなものがあります。子どもが性別にとらわれず、その個性と能力を伸ばせるよう男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進に努めます。

親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と情報の提供を行うとともに、父親の家庭教育への参画を促進するため、学習機会や学習内容の充実に努めます。

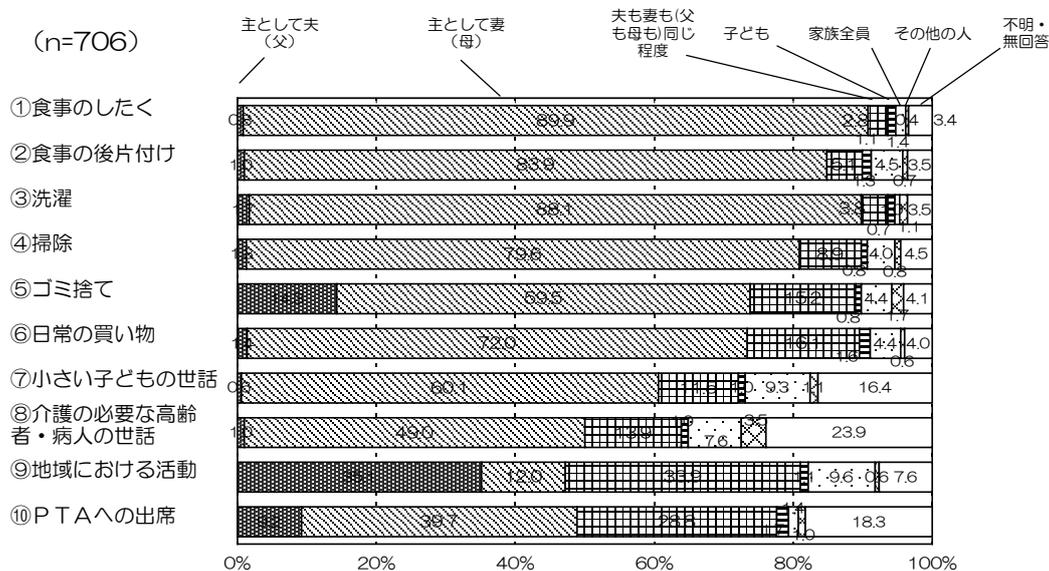
施策項目	施策内容
11.男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報の提供を行います。また、男女が相互の個性と人格を尊重し、助け合えるようにするための学習機会や学習内容の充実に努めます。

(2) 生涯学習の充実

男女共同参画社会を実現するために、住民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい理解と認識を身につけることができるよう、生涯にわたり多様な学習機会の充実に努めます。また、地域社会における男女共同参画の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とする各種団体を支援します。

施策項目	施策内容
12.多彩な学習機会の充実	講座やセミナー等の開催など男女共同参画に関する学習機会を提供します。
13.出前講座の実施	住民の希望に応じて、住民が集まる場に職員が出向き、男女共同参画についての講座を実施します。

【問】 次のことからについてあなたのご家庭では誰が行っていますか。(単身世帯の方は、もとい家庭の状況をお答えください。)



計画策定委員会からのご意見等

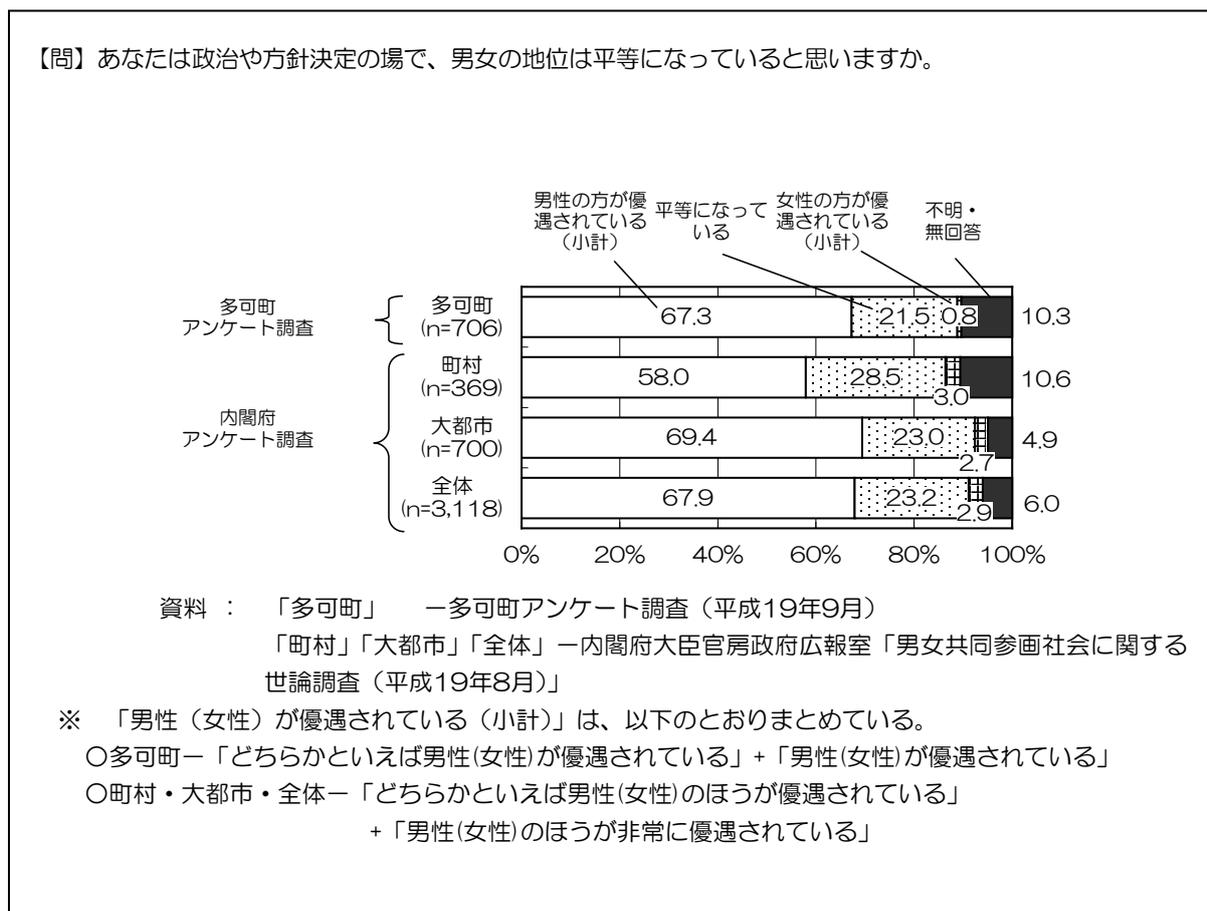
- 男女共同参画を表に出さずに、子育て支援策を充実させて、結果として男女共同参画が実現している、というのがよいのではないか。
- 介護問題を抱える40代、50代の人にわかってもらう必要があると思う。それも女性だけでなく、男性にもわかってもらう必要があるので、夫婦などカップルで啓発の取り組みを進めてはどうか。
- 男女共同参画に対する考え方は、世代間の違いが大きいため、それぞれに応じたやり方があるのではないか。
- 男女共同参画のいろんな施策、制度、システムはできているのに、意識が追いついていないと思う。

基本目標2 男女共同参画社会を担う人材の確保・養成

法律や制度の上では、男女共同参画にかかわる多くの問題についての解決が図られています。男女共同参画社会の実現のために解決すべき問題の多くは、私たちの社会・組織・集団・個人に帰すべき問題であるといえます。社会・組織・集団は、人によって支えられていますから、それらの問題を解決するには、その問題を意識し、解決を図る人を1人でも多く増やすこと、またその人が、社会・組織・集団に対して男女共同参画の問題について発信・発言し、その解決に当たることが求められます。

このように、男女共同参画社会の実現には、多くの住民の参加や協力によって支えられることをめざす一方で、それを主体的に担っていくリーダーやコーディネータ等、「人」の存在が欠かせません。

そのため政治・企業・社会・学校等のあらゆる場で、男女共同参画の理念や考え方、具体的な施策や事業を担っていく人材の確保・養成に努めます。



基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 町における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針の決定の過程において男女が平等に参画することは、男女共同参画社会を実現するための大きな鍵となっています。

審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がない審議会等の解消に努めます。また、女性委員の登用割合については、40%を目標に、男女がともに参画できる町政をめざします。

また、女性職員の職域拡大と、管理職への登用や昇格・昇任は男女の区別なく個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。

さらに、女性職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。

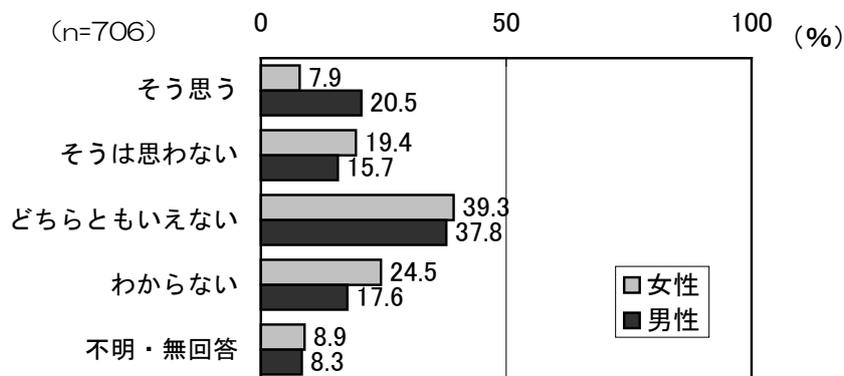
施策項目	施策内容
14.すべての審議会への女性の登用	審議会等への女性委員の登用を推進するため、平成27年度末までに女性委員の登用率40%の目標に向け、委員の選出規定や選出方法について、審議会等の所管課に対する働きかけを行います。
15.女性のリーダーの育成	女性リーダーを育成するための研修を実施し、リーダーとして活躍できるよう支援します。
16.人材情報の整備・提供	地域社会で活躍する女性人材を幅広く交流活用できるよう情報提供します。

(2) 民間における取り組みへの支援

事業主等に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの人事施策の啓発を進めるとともに、こうした取り組みを進める事業所等の紹介など、効果的な推進方法について検討していきます。

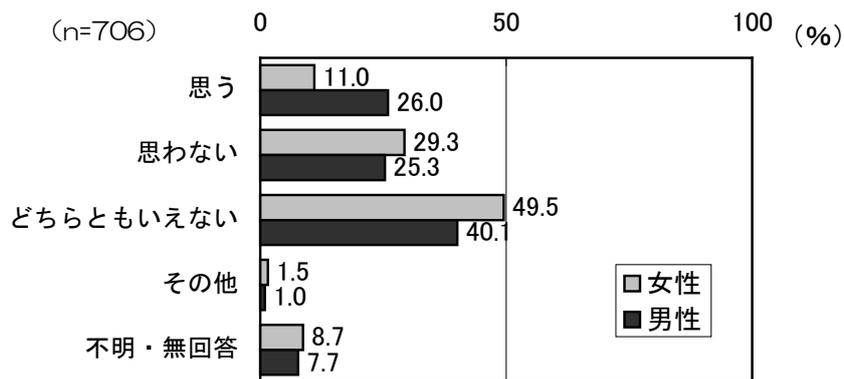
施策項目	施策内容
17.事業所等に対する啓発の促進	事業所等に対して男女共同参画について啓発し、女性の能力の活用や管理職への登用について理解推進に努めます。

【問】あなたは、政策などの立案や決定において女性の意見が反映されていると思いますか。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

【問】あなたは政治・地域・職場などにおいて、政策・方針決定の場へ参画したいと思いますか。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員会からのご意見等

- 女性の議員が増えるといいと思う。そうした人を認めていくような雰囲気が大切である。
- 女性は、自分からは「出しゃばる」と言われるのを恐れて、前面に出るのを控えるかもしれないので、自分たちの目から見て「あの人なら・・・」という人を後押ししていきたい。
- 女性が決める立場にいと、周りも変わってくるので、女性がそういうポジションにいることは必要だと思う。

基本課題2 男女の平等を推進する学校教育の充実

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

学校教育全体を通して人権の尊重や男女平等についての教育が進められていますが、子どもの意識形成に対して学校教育が与える影響は大きいので、今後も学校教育全体を通じて男女共同参画の視点に沿った教育を推進するとともに、子どもたちが社会的性別（ジェンダー）にとらわれない選択ができるよう、個性や能力を尊重した指導を推進します。

施策項目	施策内容
18.男女共同参画の視点に立った教育内容の充実	一人ひとりの個性と能力が発揮できるよう、人権の尊重、男女の平等、相互の理解・協力についての指導の充実を図ります。

(2) 多様な選択を可能にする進路・就職指導の徹底

子どもたち一人ひとりが自らの生き方を考え、自らの生き方を主体的に選択し、将来の生活設計ができる能力を養うよう適切な指導を推進します。

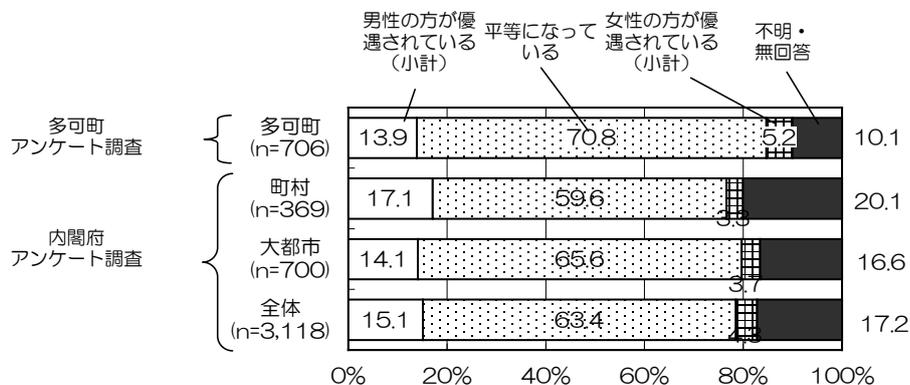
施策項目	施策内容
19.主体的な進路・就職選択能力の育成	男女の役割について固定的な考え方にとらわれず、幅広い選択ができるよう子どもたちに指導するとともに、適切な情報を提供するなど、個に応じたガイダンスの充実に努めます。

(3) 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

教職員の人権感覚や人権意識は、児童生徒にとっての重要な学習環境であるため、教職員の資質向上を図るとともに、日常の教育活動の中にある気づかない慣行、いわゆる「隠れたカリキュラム」の点検を進め、男女共同参画社会の実現をめざした学校運営を推進します。

施策項目	施策内容
20.教職員研修の充実	教職員等の人権感覚・人権意識を高めるための研修の充実を図ります。
21.隠れたカリキュラムの点検・見直し	「隠れたカリキュラムの点検」を進め、男女共同参画の視点に立った学校運営を推進します。

【問】あなたは教育の場で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：「多可町」 一多可町アンケート調査（平成19年9月）

「町村」「大都市」「全体」一内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査（平成19年8月）」

※ 「男性（女性）が優遇されている（小計）」は、以下のとおりまとめている。

○多可町—「どちらかといえば男性(女性)が優遇されている」+「男性(女性)が優遇されている」

○町村・大都市・全体—「どちらかといえば男性(女性)のほうが優遇されている」

+「男性(女性)のほうが非常に優遇されている」

計画策定委員会からのご意見等

- PTAなどは、男女の比率を最初から決めている事例があると聞いている。いい方法だと思う。
- 女性の校長、教頭、教育長への登用をもっと進めれば良いと思う。
- トライやるウィークなどの機会にも、男女共同参画を学ぶ機会を設けたい。

基本目標3 働く場における男女共同参画の推進

女性の就業率は、結婚・出産・子育て期に低下し、年齢階級別に見るとM字型を描きますが、女性の潜在有業率はM字型になっておらず、就業意欲を持っていながら、さまざまな事情により実際には就業していない女性が多いことがわかります。

また、パート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合は男性に比べ女性が高くなっています。これは、結婚や出産等で仕事を中断した女性の正規労働者としての雇用が少ないことや、家事・育児に支障のない範囲で働くことを優先しているものと考えられます。

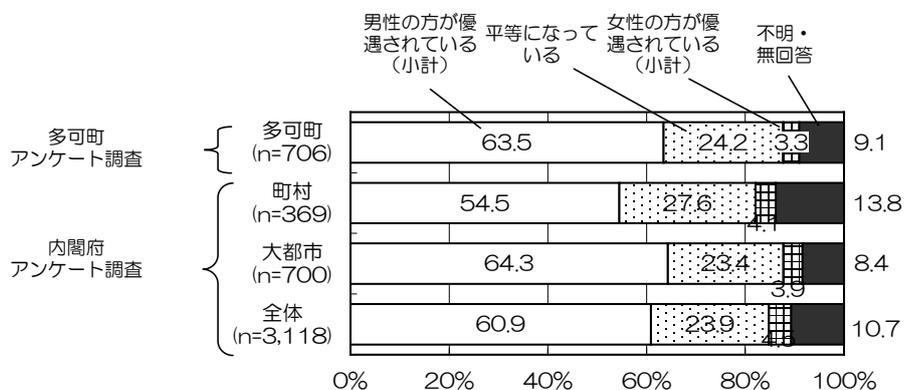
それに加え、農林水産業や商工業等の自営業に共同経営者・家族従事者として従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を担っているにもかかわらず、経営における方針決定等は男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が十分評価されていないことが指摘されています。

男女雇用機会均等法の改正等により、企業等における女性の雇用機会や待遇の改善は図られつつありますが、実際には、今なお女性の給与は男性の約3分2にとどまっているなどの格差があります。この格差を生じる原因としては、昇進等における男女格差や男性中心の職場慣行などの要素が大きいと考えます。また管理職に占める女性の割合は非常に少なく、男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置（ポジティブ・アクション）への積極的な取り組みが求められます。

男女共同参画社会の実現のためには、男女の意識改革や女性の能力向上を図りながら、方針決定の過程に女性の参画を進めることが大切です。

すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活が送れるように、意識の改善はもとより、雇用・就労環境の整備や、仕事と家庭生活が両立できるための支援を行い、男女が平等な立場で仕事ができる社会づくりを進めます。

【問】あなたは就労機会・職業生活で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：「多可町」－多可町アンケート調査（平成19年9月）
「町村」「大都市」「全体」－内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査（平成19年8月）」

- ※ 「男性（女性）が優遇されている（小計）」は、以下のとおりまとめている。
- 多可町－「どちらかといえば男性(女性)が優遇されている」+「男性(女性)が優遇されている」
 - 町村・大都市・全体－「どちらかといえば男性(女性)のほうが優遇されている」+「男性(女性)のほうが非常に優遇されている」

基本課題1 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

男女平等な雇用条件を確保するため、事業主や労働者に対して、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の周知・啓発に努めます。

事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの人事施策の啓発を進めるとともに、こうした取り組みを進める事業所等の紹介など、効果的な推進方法について検討していきます。

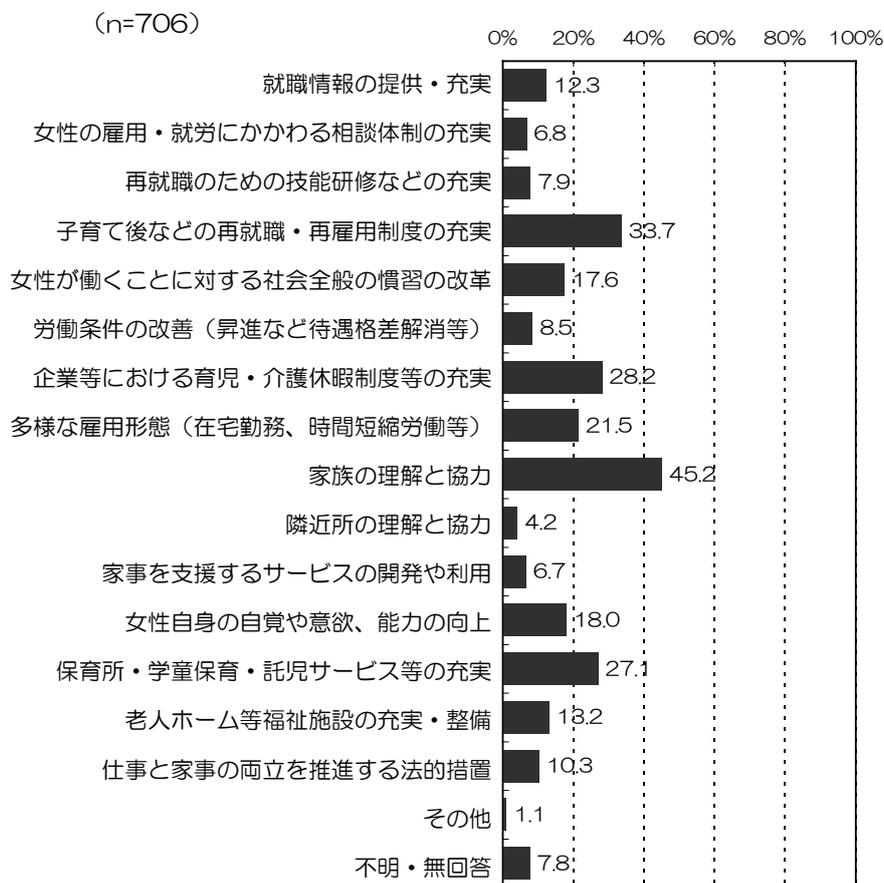
施策項目	施策内容
22.事業所等に対する啓発活動の実施	男女雇用機会均等法の趣旨・内容についての理解を広め、法の定着を図るための啓発活動を実施します。
23.事業所等の男女共同参画への取り組み支援	兵庫県と事業所等で締結される男女共同参画社会づくり協定の紹介や男女共同参画推進委員の設置を推進し、事業所等の男女共同参画の取り組みを支援します。
24.事業者に対する啓発活動の実施	商工会等と連携して、事業者に対する男女共同参画の啓発を実施します。

(2) 女性の能力発揮促進のための援助

女性の就業に関する相談を実施するとともに、セミナーや情報提供などの支援を行います。その際、国や県が進める、働く女性の能力開発、人的ネットワーク拡大を支援するためのセミナー、再就職を希望する女性への技術講習や再就職セミナー、事業主等が雇用者に対して行う教育訓練に対して給付金の支給等の各種施策について、適宜紹介や情報提供を行います。また、職場における母性保護・母性健康管理の理念についての普及啓発を行います。

施策項目	施策内容
25.働く女性への能力開発等への支援	男女雇用機会均等法の趣旨・内容について働く女性自身の労働意識の向上を図るため、学習機会の充実や情報提供などの支援を行います。また、法の定着を図るための啓発活動を実施します。

【問】女性が将来にわたり仕事を続けるために、どのような支援や改善が必要とお考えですか。あなたのお考えに近いものを選んでください。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員会からのご意見等

- 職場への男女共同参画の働きかけはありがたい。
- 少人数の事業所等こそ、男女共同参画の働きかけをお願いしたい。
- 働いている若い女性は、職場には居場所はないと思う。そういう場の支援が必要。
- 子育てで、おじいちゃん・おばあちゃんをうまく利用して、助け合っていく考え方が重要だと思う。

基本課題2 多様で柔軟な働き方を可能とする条件整備

(1) 多様で柔軟な働き方に対する支援

労働者が多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な働き方ができるよう、事業主に対して、「パートタイム労働法」「労働者派遣法」などの法制度の周知・啓発に努め、パートタイマーや派遣社員の労働条件の向上に努めます。また県や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。

施策項目	施策内容
26.新しい就業形態への支援	SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供を行います。
27.パートタイム労働者等の労働条件の向上	パートタイム労働者等の適正な雇用管理について、事業者等に対する啓発を行います。
28.専門職の再就職希望者支援	介護や保育の専門資格者で再就職希望者を対象に、有資格者登録制度を設け、就労先の紹介や再就職セミナーを実施します。

(2) 女性起業家への支援

起業をめざす女性に必要な基礎的な知識や関連情報の提供に努めます。また適宜、国や県が実施するセミナー等や起業時の資金的援助等の施策の紹介や情報提供を行います。

施策項目	施策内容
29.女性起業家への支援	社会起業家(起業)をめざす女性に必要な基礎的な知識や関連情報の提供を行います。

計画策定委員会からのご意見等

- 男性の育児休業取得は、制度が整備された今でも、本人も周囲の雰囲気としても、かなり困難である。子どもと接することの喜びや楽しさをもっと強調すべきだと思う。
- 介護休業にしても、育児休業にしても、「自分から」取得することは難しい、とすれば、無理矢理にでも取得するようにしてはどうか。町職員から率先してほしい。
- そこそこ仕事のできる人に休まれたら困るのは、中小企業ではもちろんのこと、大企業でも本音だと思う。
- 長い期間でなければ取れるのではないか。3日でも1週間でも、育児や介護のために男性が休む、というちょっとした実績づくりが大事だと思う。
- 企業側も、人材まかせの仕事ぶりではまずいと思う。システムとして、業務を進めることが大事である。
- 女性を積極的に登用する気があれば、男性の育児休業も不可能ではないと思う。

基本課題3 農業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

農林水産業や商工業等の自営業に共同経営者・家族従事者として従事する女性が多いにもかかわらず経営における方針決定等は男性中心に行われることが多いため、農業委員等への女性の参画を促進するとともに、農林水産業関係団体や商工会等の事業者団体の役員への女性の登用について働きかけを行います。

施策項目	施策内容
30.農業委員等への女性参画促進	地域農林水産業に関する方針決定に際し、女性の意見を反映させるため、農業委員や関係審議会等への女性の参画を促進します。

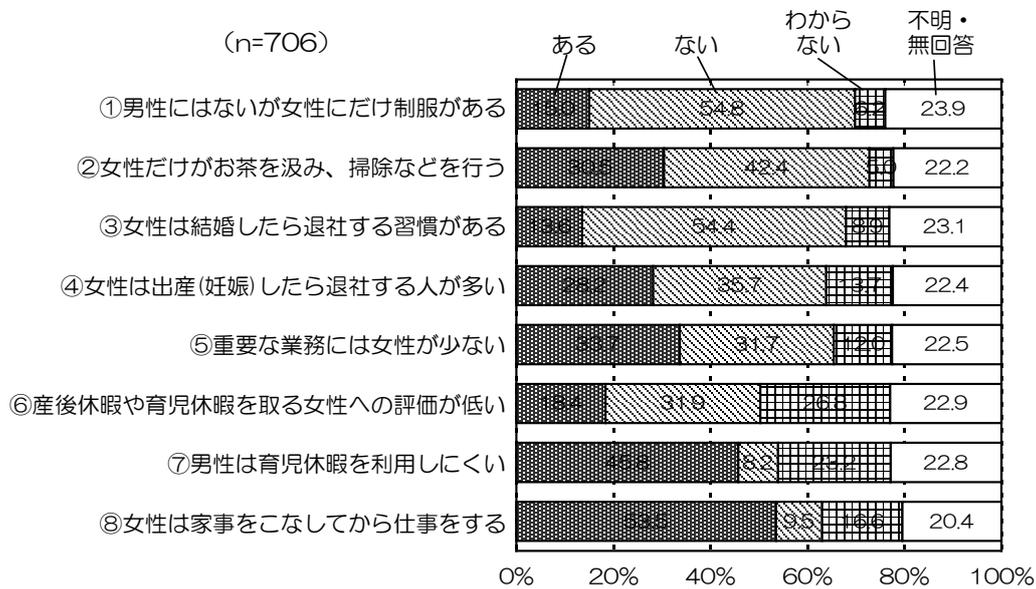
(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林漁業や商工業等の自営業に共同経営者・家族従事者として従事する女性の担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族一人ひとりの意欲と能力が十分発揮できる環境づくりや就業条件の整備を促進するとともに、あらゆる場で男女のパートナーシップが図られるよう働きかけます。

施策項目	施策内容
31.家族従事者の就業条件の改善への普及啓発	家族間の役割分担や就業条件を明確にし、家族従事者として働く女性の経営参画や就業条件の整備について啓発を行います。

第3章 施策の方向と内容
基本目標3 働く場における男女共同参画の推進

【問】働いている方、以前働いておられた方におたずねします。次の項目のうち、あなたの働く場で実際にあることについてお答えください。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

基本目標4 生活の場における男女共同参加・参画の推進

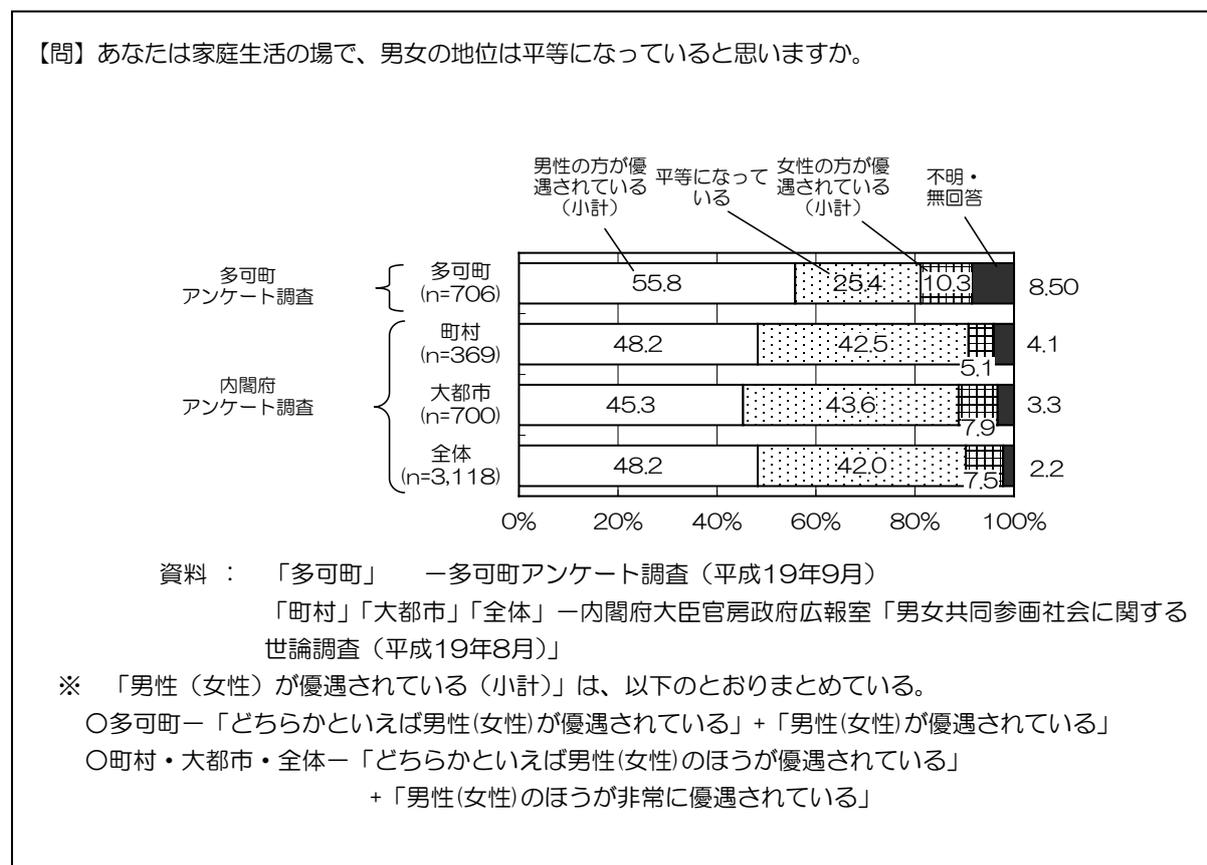
家族の多様化、人々の生活様式や価値観の変化などにより家庭の力の脆弱化が指摘されています。現在、育児や介護の責任の多くは女性が担っており、このことが少子化の進む原因ともいわれます。一方で仕事中心の男性は、地域や子ども・家族とのかかわりは薄くこころ豊かな生き方というには十分ではありません。

こうした現状は女性に過重な負担を強いるだけでなく、男性自身にとっても、自立して暮らせなかつたり子どもとの距離ができたりと本意な状況をもたらしています。

男女がともに充実した家庭生活を過ごすためには、それぞれが責任を担って相互に協力し、家族の一員としての役割を果たしていくことが必要です。

一方、地域活動においては、個々の家庭の脆弱化が指摘されている今こそ、安心・安全の基盤として地域の役割は大きくなってきています。現在、組織の運営は男性を中心に行われる傾向があります。ここでも女性の積極的な参画及び女性の能力、活動を正しく評価する意識の醸成や環境の整備が求められています。

地域活動や家庭生活などの生活の場を、男女共同参画の視点に立って支援していくとともに、町民と行政が協働し、すべての男女が地域の一員として積極的に多様な取り組みに参画する地域社会をめざします。



基本課題1 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の促進

(1) 家庭生活への男女共同参加・参画の促進

家庭における固定的な性別役割分担を見直しながら男女がともに協力しあい、それぞれが責任を担って家庭を築いていくことの意義について考えるとともに、家事・育児・介護に関する具体的な知識や技術を身につけられるような啓発を推進します。

施策項目	施策内容
32.家庭生活への男性の参画を促す意識啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女が共に協力しあえる家庭を築いていけるよう、家事・子育て・介護に関する男性対象講座を実施します。

(2) 地域社会への男女共同参加・参画の促進

自治会やPTAなど各種団体等に対し、それぞれの団体の運営にかかる意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。

施策項目	施策内容
33.自治会やPTA等地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の理念を理解し男女共同参画の意識を高めることができるよう啓発を行い、地域活動に積極的に参加・参画を進めるよう働きかけます。
34.各種地域団体に対する協力依頼	各種地域団体において、女性が団体の意志決定に参画できるように、役員への女性の登用などの推進に理解を求めます。

(3) 各種地域活動への支援

町民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。多くの町民が、男女を問わず地域活動に参画できるように、意識啓発や人材育成などの環境づくりを進めます。

エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野については、男女がともにそれらの活動に参画できるように、その取り組みを推進します。

施策項目	施策内容
35.女性リーダーの育成	地域活動における女性リーダーを育成するために託児付きのセミナーを開催するとともに必要な情報提供を行います。

(4) 子育て家庭への支援

家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりをめざした啓発に努めます。

地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実やサービス提供機関との連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やホームページ、冊子などの様々な媒体を用いて広く町民に提供します。

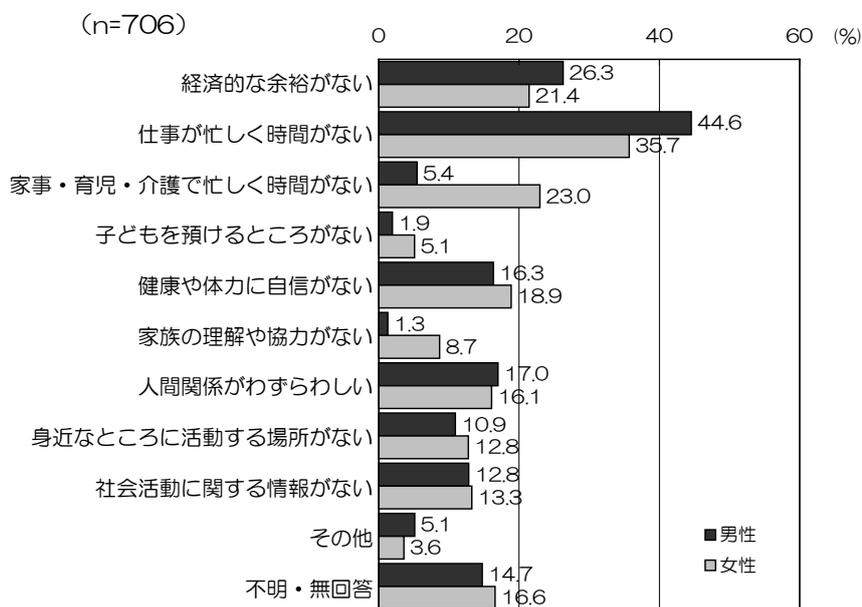
施策項目	施策内容
36.男性のための子育て講座の開催	家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、男性の育児参加を目的とした講座を実施します。
37.子育てに関する相談体制の充実	子育てにかかる精神的な負担を軽くするため、子育て学習センター等を拠点として相談機能の充実を図るとともに、各関係機関との連携強化に努めます。

(5) 地域における多文化の共生

町内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備等を進めます。一方で、町民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、外国籍をもつ人との交流等の事業を進めます。

施策項目	施策内容
38.国際理解の促進	多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備を進めると共に、外国籍を持つ人との交流等を推進します。

【問】あなたが、社会活動に参加する際に、支障となることは何でしょうか。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員会からのご意見等

- 男性に家事などをさせるための「戦術」がある。男性（夫）がたまに家事、育児にかかわったら、「当たり前」と思っているもそう言わずに、褒めて育てることが必要だと思う。
- PTAなどは、男女の比率を最初から決めている事例があると聞いている。いい方法だと思う。
- 男女共同参画のいろんな施策、制度、システムはできているのに、意識が追いついていないと思う。
- 外国籍の人が出稼ぎに来ていて、「国に帰りたい」と言っているのを聞いたことがある。交流の機会が必要だと思う。行政には、そうした交流ための言葉のサポートをしてほしい。またそういうときには、ボランティアや周辺自治体の人的資源のネットワークとその周知が必要だと思う。
- 自分の子を子ども会に入れて欲しいという親も、婦人会、老人会等、他の地域組織には参加しないことが少なくない。いずれもみんなの協力で成り立つと組織だということを知ってもらふ必要があると思う。

基本課題2 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

(1) 子育て支援の充実

多様な保育サービスの充実を図るため、乳幼児保育、延長保育等の実施を一層の促進と、町立幼稚園における預かり保育等を推進するとともに、放課後児童クラブ（学童保育）の整備等が進められるよう支援します。

子育ての不安や悩みを軽減するため、子育て協力委員や児童委員等を中心に、身近な相談体制を整えるとともに、各関係機関の連携の強化に努めます。

施策項目	施策内容
39.保育サービス等の整備・促進	保護者の就労形態や地域の保育ニーズに応じた多様な保育サービス(延長保育・一時保育等)の整備・充実に努めます。

(2) 介護支援の充実

高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるように、介護保険事業を推進します。

地域包括支援センター等において、高齢者を介護している家族等を支援するため、困ったときに身近で相談ができ、専門機関で適切な支援が受けられるような体制の整備を進めます。

施策項目	施策内容
40.介護に関する相談体制や情報提供の充実	介護等に関する各種サービスについての情報提供や相談体制の充実を図ります。
41.家族介護教室の開催	各家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している介護者の方に、介護の技術の習得や情報交換を行います。
42.介護者のリフレッシュ事業	在宅で要介護者を介護している家族への支援を目的に、町内外への施設見学や情報交換、健康相談を行い、介護者のリフレッシュ事業を推進します。

(3) 育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備

事業所等や労働者に対して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。また、男性労働者の育児休業・介護休業取得の奨励、特に町の男性職員が率先して取得するよう努めます。

施策項目	施策内容
43.育児・介護休業制度の普及・啓発	事業所等や労働者に対して育児・介護休業制度の普及・啓発に努めます。
44.仕事と育児・介護の両立に役立つ情報の提供	育児や介護等に関する各種サービスや、仕事と育児・介護の両立に役立つ知識等の情報提供に努めます。

(4) 労働時間の短縮等就業条件の整備

事業所等に対して、労働時間短縮に向けた普及啓発を行うとともに、ワークシェアリング、フレックスタイム制、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇等、より柔軟な働き方の普及促進を図ります。

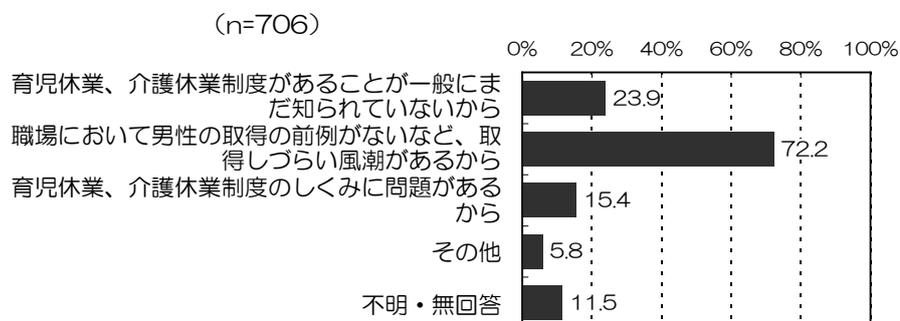
施策項目	施策内容
45.就業条件改善に向けた啓発	事業所等などが就業条件の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むよう啓発します。

(5) 女性の再就労を支援する取り組みの推進

再就職希望者に対して、再就職支援セミナーなどによる学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。そのため、県や関連機関と連携し、就職及び再就職などに関する情報を提供します。

施策項目	施策内容
46.再就職に関する能力開発	再就職に関する情報提供やセミナーを開催します。また、パソコン講座等による能力開発に取り組みます。

【問】一般に男性の育児休業、介護休業の取得が少ない現状がありますが、あなたはその理由は何だと思えますか。



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員会からのご意見等

- 男女共同参画を表に出さずに、子育て支援策を充実させて、結果として男女共同参画が実現している、というのがよいのではないかと。
- 介護問題を抱える40代、50代の人にわかってもらう必要があると思う。それも女性だけでなく、男性にもわかってもらう必要があるため、夫婦などカップルで啓発の取り組みを進めてはどうか。
- 企業の福利厚生としての子育て支援は、大企業でないと無理である。その点多可町は、子育て支援が充実しているので、期待したいと思う。
- 再雇用については相談を行っているが、どこでやっているのかわからない。周知が必要である。
- いろんな制度や事業を知る必要がある。わかりやすいパンフレット配布等の情報提供が必要である。

基本目標5 女性がすこやかにすごせる社会の形成

配偶者や恋人からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント、性犯罪や売買春等の女性に対する暴力は人権侵害の最もたるものであり、女性の基本的人権の享受を妨げる重大な社会的問題です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）は身体的暴力に限定して理解される場合が多いですが、これには性的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。そのためこれらの行為が「暴力」と認識されていないケースも多くあり、ドメスティック・バイオレンス（DV）が、決して特殊なケースではなく、比較的身近な問題として存在しているものと考えられます。

また、セクシャル・ハラスメントについては、職場において、相手方の意に反する性的な性質の言動を行い、相手方に不利益や不快感を与え、就業環境を悪化させることをいいますが、単なる日常生活における性的な視線やジョークとして理解されることがあります。この場合では、セクシャル・ハラスメントを、取るに足らない性差別意識に限定されてしまうことが懸念されます。

女性に対する暴力は、ドメスティック・バイオレンス（DV）であれ、セクシャル・ハラスメントであれ、女性に恐怖と不安を与え、女性を男性に比べて従属的な状況に追い込むものであり、女性に対する差別意識に根ざした社会的・構造的な問題として理解されることが重要です。

そのため、暴力に関する社会的認知の徹底などの意識づくりや、暴力への対策を推進するとともに、行政をはじめ町民、事業者など様々な主体が「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」などの意識を持ち、あらゆる暴力の根絶をめざします。

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。女性の身体には、妊娠・出産などの仕組みが備わっており、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。特に女性の健康について、啓発や教育、正しい性教育の推進、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、性や健康に関する正しい意識や知識を持つことで、男女がお互いを尊重できる社会をめざします。

基本課題1 女性に対する暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントはもとより、ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を展開します。また、「DV防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。

施策項目	施策内容
47.配偶者からの暴力の問題についての意識啓発	女性の人権尊重や女性に対する暴力の問題について意識啓発を図るためのセミナーを開催するとともに広報等を通じた啓発を行います。
48.相談窓口等の情報提供	相談窓口や被害者に対する各種制度の周知を図るための広報活動を行います。

(2) DV対策の推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談窓口を整備・充実します。

庁内はもとより、警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。

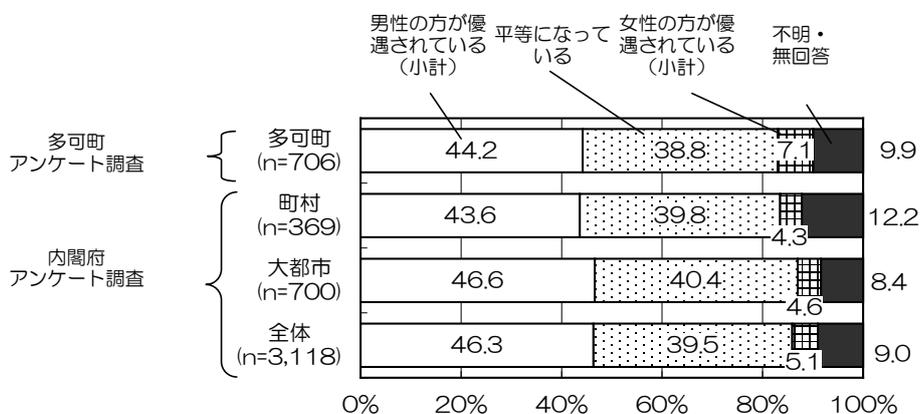
施策項目	施策内容
49.専門機関の紹介と関係機関の連携促進	DV相談の専門機関の紹介を行うとともに、DV被害者の保護にあたっては、関係機関と連携し被害者の保護を行います。

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

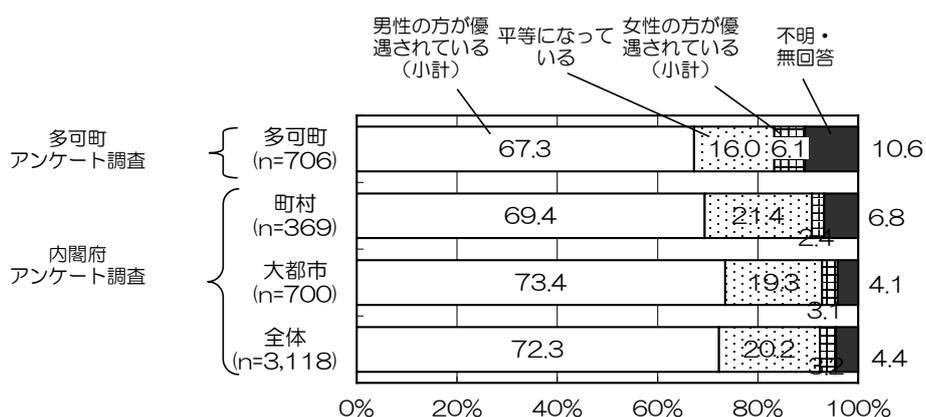
職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修や、教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。

施策項目	施策内容
50.セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントの問題について研修や啓発資料の提供により、セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進します。
51.企業等への働きかけ	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止への取り組みを進めるよう啓発を行います。

【問】あなたは法律や制度の上で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



社会通念や慣習



資料：「多可町」－多可町アンケート調査（平成19年9月）
「町村」「大都市」「全体」－内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査（平成19年8月）」

- ※ 「男性（女性）が優遇されている（小計）」は、以下のとおりまとめている。
○多可町－「どちらかといえば男性（女性）が優遇されている」＋「男性（女性）が優遇されている」
○町村・大都市・全体－「どちらかといえば男性（女性）のほうが優遇されている」
＋「男性（女性）のほうが非常に優遇されている」

計画策定委員会からのご意見等

- 当事者にDVとの認識が薄いケースが多い。DVの理解を広め、深めてもらう必要がある。
- 広い意味での地域づくりが必要である。ご近所が助けになれるようにすると、深刻な事態にならないですむかもしれない。
- DVは、夫婦間でも問題であるし、ただの身体的暴力だけではない。こうしたことを知ってもらうために、DVなどの研修が必要だと思う。
- DVなどの問題は、深刻なケースやプライバシーにかかわることが多く、民生委員さんなど、近隣での助け合いだけでは十分機能しない。

基本課題2 生涯にわたる女性の健康の保持・増進

(1) 生涯にわたる女性の心身の健康の保持増進への支援

女性が自分自身の健康について、管理・決定できるように、あらゆる機会や媒体を通じて、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念の普及・啓発や情報提供を進めます。

施策項目	施策内容
52.女性の健康問題についての啓発の充実	生涯を通じた健康保持を支援するための取り組みの重要性について認識を高めるため、人生の各ステージに対応した適切な情報提供を行います。
53.学校等における健康教育の推進	各学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進に努めます。
54.命を大切にす教育の推進	十代の自殺率の減少のために、児童生徒に対する命を大切にする教育の実施や相談体制の充実に努めるとともに、学校・地域・関係機関が連携した、きめ細やかな対策の推進を図ります。
55.思春期の健康教育の推進	思春期の痩せ症や喫煙・飲酒は、妊産婦の健康にもつながる重要な課題であるため、学童期からの正しい知識の普及を行う思春期保健、健康教育を学校・家庭・地域と連携し推進します。

(2) 妊娠・出産期等における女性の健康支援

妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後の良き育児仲間となれるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティ教室を実施します。

施策項目	施策内容
56.妊娠から出産期等までの健康支援と母子保健サービスの充実	母子の愛着形成を促すために、妊娠中から親自身の健康への認識を高め、また、産後は母体の回復を促す援助や産後うつ予防・早期発見のため、健康教育や健康相談等の母子保健事業の充実に努めます。
57.若年妊婦等の支援体制の整備	若年妊婦等の支援として、医療機関・助産師・保健師等の連携を強化し支援体制を整備します。
58.妊娠・出産の安全性と快適さの確保	妊娠・出産の安全性と快適さの確保をめざし、妊婦に対して理解のある家庭環境や職場環境、受動喫煙の防止等を広く啓発します。

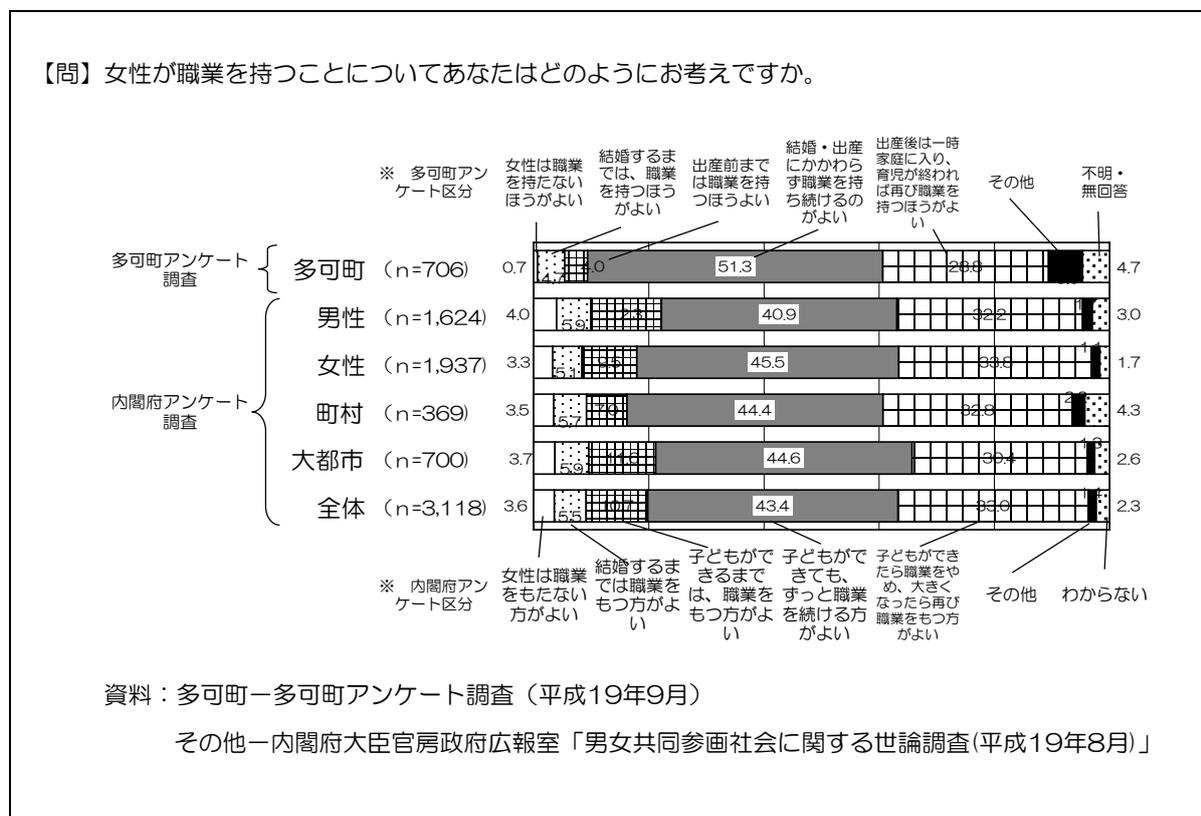
(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

女性が生涯を通じて、健康で明るく充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭・地域・職域・学校）を通じて、女性の様々な健康問題に社会全体で総合的に支援することが必要です。

HIV/エイズや性感染症、喫煙、薬物などの女性の健康をおびやかす問題についても、積極的な対策をとる必要があります。

住民に対して、HIV/エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透を図るとともに、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。

施策項目	施策内容
59.女性の健康をおびやかす問題に対する啓発	発達段階に応じた性教育の推進やHIV、エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。また、受動喫煙防止についても啓発します。
60.子宮ガン・乳ガン検診の実施	がんは死亡原因の一位であり、乳ガン・子宮ガン検診について普及啓発を行うことにより早期発見等、女性のがん対策の推進に努めます。
61.骨粗鬆症予防に関する普及啓発	女性に多発する骨粗鬆症予防に関する普及啓発により骨折予防に努め、高齢期の廃用症候群を予防し、生涯を通じた生活機能維持に努めます。



計画策定委員会からのご意見等

- 女性の健康保持について、に対する男性の無理解も問題だが、女性が理解していないケースが少なくない。「生理、妊娠、出産などは病気じゃないから・・・」という言い方で、身体的につらくても、同性の理解を得られないケースがあり、非常につらかった。人はそれぞれ違うのだから、それを理解することが必要である。
- 妊娠、出産に際して、医療や保健のサポートを受けていることが重要である。駆け込み出産などであわてるのではなく、妊娠初期から継続的にサポートを受けることが重要である。
- いろいろ異論が出ると思うが、町民の理解を得ながら、性教育をしっかりとやってほしい。

基本目標6 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

高齢化が急速に進む中で、介護を必要とする人(要介護者)が増え、介護の長期化や重労働化が進んでいます。これまで性別役割分担意識のもと、介護は家庭内での女性の役割とされてきた固定観念や慣習は、今なお根強く人々の意識の根底にあります。介護についても男女がともに担い、さらに社会全体で介護を支えていくことが必要です。

高齢者といっても、一人ひとりの状況はずいぶん違います。元気な高齢者が社会を支える側に立つことも求められています。個人の能力やニーズに応じた就業機会の確保に努めるとともに、長年培ってきた知識や経験、技術等を活かして、地域活動に参加できるよう支援することも重要です。

また、ライフスタイルの多様化に伴い、ひとり親家庭の増加が見込まれます。母子家庭は女性と男性の賃金格差などがあり、経済的に厳しい状況におかれています。父子家庭は現在の企業社会の中では、父親が子どもの養育や家事と仕事を両立することが困難な状況にあります。子どもの健やかな成長のためにも、ひとり親家庭の人たちが安心して暮らすことができるよう経済的・社会的自立を促進するための支援が必要です。

また、障がい者は、社会参画や雇用機会を確保するという面で、いまだに厳しい環境におかれています。特に障がいをもつ女性は、その障がいによる社会的重荷に加えて、女性であるがゆえの差別を受けていることもあります。

男女共同参画社会の実現をめざすには、性別にかかわる問題を解決するだけでなく、誰かの人権が侵害されること、誰かにとって住みにくい社会であることの問題への理解を深めるとともに、その解決を図っていく必要があります。

年齢、障がいの有無などにかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるために、男女差別や人権問題のみならず、関連する多様な分野における男女共同参画について、ソフトおよびハードの両面からの支援を進めるとともに、男女がともに助け合いや思いやりの意識をもち、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

基本課題1 活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備

(1) 高齢者の人権を尊重した介護体制の確立

高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるように、介護保険事業を推進します。

また、地域包括支援センター等において、介護者の負担の軽減や、高齢者虐待等に関する相談体制の充実に努めます。

施策項目	施策内容
62.在宅高齢者の介護等の支援	在宅高齢者の介護等に対し、各種サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連絡調整を図り、在宅での介護を支援します。
63.在宅介護等における相談体制の充実	介護者等による高齢者虐待防止や介護者の負担軽減を図るため相談体制の充実に努めます。

(2) 高齢者の自立に向けた支援

高齢者が積極的に社会参画できるようなさまざまな機会を充実します。

高齢者の豊かな知識や経験、技能等を活用して、地域活動に参加できるよう、意識啓発、仲間づくり、健康づくりの推進などを行います。

シルバー人材センター事業の推進など、高齢者の能力を有効に発揮することができる雇用・就業環境を整備します。

できる限り介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康保持についての普及・啓発活動を行うとともに、健康づくりに対する自主的な取り組みを支援します。

施策項目	施策内容
64.高齢者の社会参加活動の促進	高齢者がその豊かな知識や経験、技能等を活用して、地域活動に参加できるよう意識啓発の推進を行うとともに、積極的に社会参画できるようなさまざまな機会を提供します。
65.介護予防についての普及啓発活動	高齢者が健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、健康保持についての普及・啓発活動を行います。
66.雇用・就業環境の整備	シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めます。

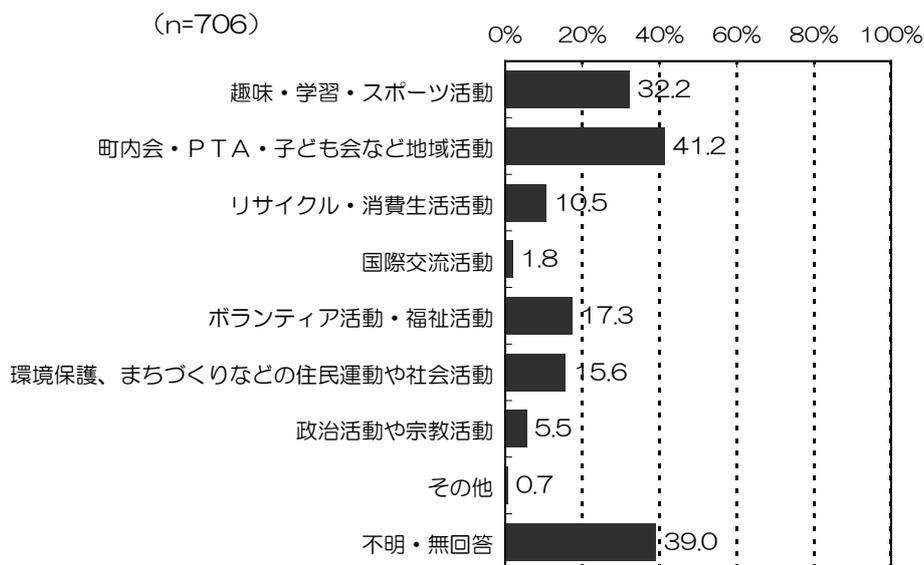
(3) 高齢者等が安全に安心して暮らせるまちづくりの整備

高齢者や障がい者を含むすべての人がいきいきと生活し、安全・安心かつ快適に利用できるような施設整備を行うとともに、地域全体で支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。

施策項目	施策内容
67.福祉のまちづくりの推進	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくりを推進します。

【問】あなたは次のような活動に参加していますか。また今後参加したい活動はありますか。

<今後参加したい活動>



資料：多可町アンケート調査（平成19年9月）

計画策定委員会からのご意見等

- 男女共同参画には、広い意味での地域づくりや地域福祉が必要だと思う。
- 地域組織の高齢化がさげばれて久しい。地域組織を担うリーダーづくりや組織の再編が必要だと思う。

基本課題2 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

(1) ひとり親家庭に対する支援

母子、父子家庭に対して、相談指導體制の充実、職業相談・指導などの就業支援、家庭生活支援などの養育支援、保育所への入所に関する配慮、公営住宅の優先枠の設定、医療費の助成や資金の貸付などの生活支援を行います。

施策項目	施策内容
68.ひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図るとともに経済的・社会的自立促進のための支援を行います。

(2) 障がい者への支援

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、障害福祉サービス提供体制の充実を図るとともに、地域における支援体制の構築や、障がい者が気軽に相談できる相談支援体制の整備に努めます。また、就労支援の充実については、庁内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。

施策項目	施策内容
69.障がい者への支援の充実	障がい者の就労の場の確保や就労支援を行うとともに相談支援体制の整備に努めます。
70.障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付やその他の支援を行い、安心して暮らすことができるような地域社会の実現を推進します。

基本課題3 防災・災害復興への取り組みの促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

地域の女性たちの生活者の視点を生かした積極的な活動が必要とされています。

防災・災害復興に関する方針決定に際し、男女共同参画の視点を取り入れるため、関係審議会委員等への女性の参画を促進します。

施策項目	施策内容
71.政策・方針決定過程への女性の参画拡大	防災・災害復興に関する方針決定に際し、男女共同参画の視点を取り入れるため、関係審議会委員等への女性の登用について関係機関に働きかけます。

(2) 地域の消防・防災力の向上

地域防災力の中核となる自主防災組織の取り組みを支援するとともに、女性も地域防災の担い手となるよう支援します。

施策項目	施策内容
72.地域の消防・防災力の向上	各種団体を対象に研修会を開催し、民間防火組織の育成を図ります。

(3) 防災・復興支援

防災・復興対策を男女双方の意見を反映して進めるため、被災現場に男性職員、女性職員を適切に配置します。また、防災や危機管理に関する各種対応マニュアルに、男女共同参画の視点を取り入れます。

施策項目	施策内容
73.防災・復興支援	防災・復興対策を男女双方の意見を反映して進めるため、被災現場に男性職員、女性職員を適切に配置します。

計画策定委員会からのご意見等

- 防災等の取り組みから地域を把握することが必要。ただしプライバシー問題に注意が必要。

第4章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとり、団体、企業等あらゆる層の参加・参画を推進し、支援することが重要です。男女共同参画計画の推進に向けて取り組まねばならない施策は広範にわたり、内容も多種多様であるため、全庁的な推進体制の整備を進めるとともに、施策の推進状況を確認する機能や情報公開の拡充等、住民と行政が一体となった総合的な推進に努めます。

1. 庁内における推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は広範かつ多種・多様であるため、すべての部署が関係します。また、あらゆる施策が男女共同参画社会の形成の促進に配慮して企画、立案、実施していく必要があります。特定の部署だけでは、本計画の推進は困難であることから、庁内に推進本部（仮称）を設置し、本計画の着実な進行管理を行います。また、施策の推進に向けて、推進本部を中心とし、関係機関との連携に基づく推進体制を確立します。

2. 住民参加・参加体制の強化

男女共同参画推進にあたり広く意見を求めるため、「多可町男女共同参画推進委員会」（仮称）を設置します。また、同委員会において本計画の進行管理や関連施策に関することについて協議検討を行います。

3. 職員に対する研修の充実

町職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って施策の策定・実施にあたれるよう、研修機会や情報提供の充実を図ります。

4. 国、県、関連機関との連携

国や兵庫県、関連機関の動向を踏まえて、連携、協力を図りながら、本計画に掲げる施策を推進していくことはもとより、国や兵庫県、関連機関に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけていきます。

資料編

1. 多可町男女共同参画推進計画検討委員会設置要綱

平成18年 9月 1日
告 示 第 80 号

(設置)

第1条 男女が共に支え合い、喜びも責任も分かち合う「男女共同参画社会の実現」を進めると共に自らも実践に努めることを目的として、多可町男女共同参画推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の職務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けての調査・研究
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けての啓発
- (3) 男女共同参画に関する行動計画等の策定

(構成)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、町長が委嘱する18人以内の者で構成する。

2 委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(意見、提言等の取扱い)

第7条 委員会から提出された意見、提言等は、必要に応じ町関係機関等で調整の上、その具体化に向け努力する。

(事務局)

第8条 委員会に関する事務局は、企画情報課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 9月 1日から施行する。

2. 多可町男女共同参画推進計画検討委員会委員名簿

平成 18・19 年度 男女共同参画推進計画検討委員会 委員名簿

(順不同)

	氏 名	団 体 名 等	備 考
1	須 田 和	尼崎市女性センター トレピエ所長	アドバイザー
2	吉 田 省 吾	区長協議会代表	～平成 19 年 3 月 31 日
3	野 村 喜 男	区長協議会代表	平成 19 年 4 月 1 日～
4	◎北 垣 真由美	婦人会代表	
5	岡 本 花 美	老人クラブ連合会代表	～平成 19 年 3 月 31 日
6	門 脇 與志子	老人クラブ連合会代表	平成 19 年 4 月 1 日～
7	時 政 久 雄	人権啓発協議会代表	
8	高 見 博	学校園関係代表 (中学校)	
9	横 山 裕 行	学校園関係代表 (小学校)	平成 19 年 4 月 1 日～
10	定 本 達 子	PTA 協議会代表	～平成 19 年 3 月 31 日
11	藤 本 緑	PTA 協議会代表	平成 19 年 4 月 1 日～
12	時 永 尚 樹	子ども会連絡協議会代表	
13	上 原 きよみ	商工会代表	
14	山 田 英 則	福祉サークル代表	
15	小 西 京 子	特産品グループ代表	
16	渡 邊 喜 博	町議会議員	～平成 19 年 3 月 31 日
17	竹 本 克 之	町議会議員	平成 19 年 4 月 1 日～
18	廣 畑 幸 子	兵庫県男女共同参画推進員	
19	山 本 義 尚	一般公募	
20	大 西 恭 子	一般公募	
21	○藤 原 将 恕	一般公募	
22	細 田 隆 子	一般公募	
23	中 村 定 巳	一般公募	
24	長谷川 日出子	一般公募	

◎：委員長

○：副委員長

3. 計画策定の経過

委員会等	開催年月日	内 容
第1回	平成18年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「男女共同参画とは」 嬉野台生涯教育センター 中村 和子 氏 ・多可町における男女共同参画事業について
第2回	平成18年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー参加（交流会を兼ねて）
第3回	平成19年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の方針について ・計画策定スケジュールについて ・町民意識調査（アンケート）の内容についての検討
意識調査 実施	平成19年9月3日～ 平成19年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画町民意識調査（アンケート）の実施
第4回	平成19年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行動計画策定にあたって アドバイザー 須田 和 氏 ・行動計画 施策体系についての検討 ・町民意識調査（アンケート）について途中経過報告
第5回	平成19年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・町民意識調査（アンケート）の結果報告 ・調査結果から 「わたしたちがめざす男女共同参画とは」 について協議
第6回	平成20年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・多可町男女共同参画行動計画（案）について
第7回	平成20年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・多可町男女共同参画行動計画（案）について

4. 男女共同参画の推進に関する数値目標

■数値目標（平成20年度～平成29年度）

目標数値を設定する施策	現 在	目 標
男女共同参画条例の制定	なし	→制定
シンボルマーク・キャッチコピーの作成	なし	→作成
審議会への女性の登用	18.3%	→40.0%
管理職（課長・副課長）への女性の登用	21.7%	→40.0%
農業委員への女性の登用	0人	→3人
広報・出版物における男女の表現ガイドラインの作成	なし	→作成
男女共同参画に関する出前講座	0回	→5回以上
まちづくり活動等リーダーとなる人材への支援	0団体	→10団体
こうのとりセミナーの参加率	20.0%	→増やす
子宮ガン検診受診者数	18.3%	→50.0%以上
男女共同参画に関する職員・教職員の研修の開催	0回	→1回以上
職員の子どもの出生時や妻の産前産後における父親の休暇の取得の促進	11.1%	→30.0%以上

5. 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社

会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに

当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画の委員である者は、この法律の施行の日に、第23項第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、

それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了とする。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第1条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 前略 第1344条の規定 公布の日

(2) 略

6. 用語の解説

【あ行】

■育児・介護休業制度

育児休業とは3歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいいます。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止されています。

■H I V / エイズ (Human Immunodeficiency Virus)

H I V (ヒト免疫不全ウイルス)に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ(後天性免疫不全症候群)になります。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称です。主な感染経路は、血液感染、母子感染、性行為による感染などがあります。

■M字型

我が国の女性の年齢階級別の労働力率(労働力人口/15歳以上の人口)は、出産・子育て期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。これは、日本や韓国などの独特なもので、保育施設の進んでいる北欧諸国などではこういった出産・子育て期の落ち込みはみられず、台形のカーブを描いています。

■エンパワーメント

一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力を身につけること。個人的生活について自分で判断し決定していく能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画など様々な自己決定能力を身につけることを言います。

【さ行】

■ジェンダー

生まれながらにして決定される生物学的な性別(セ

ックス)に対して、社会通念や慣習などによって作り上げられた「男性像・女性像」による性差観念を「ジェンダー(社会的・文化的な性)」と言います。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部といわれています。近年では、男女の役割は生まれつき決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっています。

■児童虐待防止法(「児童虐待の防止等に関する法律」平成12(2000)年11月施行)

近年、児童虐待に対して社会的な関心の高まりがみられるようになり、社会全体で対応する必要があるという認識から制定されました。この法律は「何人も、児童に対する虐待をしてはならない」とし、「児童虐待」を「保護者が、満18歳未満の児童に対して(1)身体的な暴力(2)わいせつな行為(3)著しい食事制限や長時間の放置(4)心理的に傷つける言動」と定義しています。虐待を行った保護者は、指導が必要と判断された場合、児童福祉司等からカウンセリングなどの指導を受けなくてはなりません。

■女子差別撤廃条約

あらゆる分野における女性の権利を詳細に保障した条約です。国際連合の婦人の地位委員会が6年かけて起草し、昭和54(1979)年の国際連合総会で採択され、昭和56(1981)年に発効しました。昭和51(1976)年からの「国連婦人の10年」の成果の一つです。この条約は、人類の発展、平和が真の男女平等実現のうえに初めて招来されること、性による役割分担論の克服などを条約採択の動機として掲げています。また、女性差別は、既婚・未婚を問わず、性に基づく区別や除外、制約であって、いかなる分野においても男女の平等を基礎とする、と定義されました。

日本は、昭和60(1985)年にこの条約を批准しています。この条約を受けて、その後、男女雇用機会均等法、育児休業法などの法律が制定されることになりました。

■障害者自立支援法（平成 18(2006)年 4 月 1 日より一部施行、同年 10 月 1 日より本格的に施行）

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるために定められ、従来の支援費制度に代わり、障害者に費用の原則 1 割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援をする法律です。

■ストーカー規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」平成 12(2000)年 11 月施行）

ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話やファクシミリの送信、性的いやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。この法律ができたことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を行い、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。

■性別役割分担意識

性別役割分担意識とは「男は仕事、女は家庭」というふうな、性別によって固定的に役割を分ける考え方で、この考え方は個人の生き方を性によって狭めるものとして問題視され、女性問題解決のための課題とされています。

■セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手方の意に反したり、また、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより勉学、課外活動、研究、就労を遂行する上で一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味します。特に、職務上または研究、教育上の優位な地位や力関係を利用して行われる場合が多くあります。また、優位な地位や力関係が働かない場面においても起こり得るものです。セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合が最も多いが、女性から男性への場合、あるいは同性間でも問題となります。

■SOHO（Small Office Home Office）

一般的には小さな貸事務所や自宅を職場にして働く事業者やそうした働き方を指す言葉として用いら

れます。これまで働きにくかった女性や高齢者、障害者を中心となって、パソコンやインターネットを活用して起業化するなど新しい働き方として注目されています。

【た行】

■男女共同参画社会基本法（平成 11(1999)年 6 月施行）

個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動などあらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律です。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「政策への立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の 5 つを基本理念に据え、国や地方自治体、そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めています。

■男女共同参画基本計画・男女共同参画基本計画（第 2 次）

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、平成 12(2000)年 12 月 12 日に閣議決定されました。現行の計画は、平成 12(2000)年策定後の国内外の様々な状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、平成 17(2005)年に「男女共同参画計画(第 2 次)」として策定されました。

■男女雇用機会均等法（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」昭和 61(1986)年施行）

平成 9(1997)年の改正時における主な改正点は「募集・採用・配置・昇進・教育訓練」については、「努力義務」あるいは「一部禁止」だったものが「禁止」に、機会均等調停委員会での紛争調停は、双方の同意が必要だったものが、女性労働者などの一方の申請だけで受けられるように、企業が行うポジティブ・アクション(積極的格差是正措置・積極的改善措置)に対しては国が援助をする、セクシュアル・ハラスメントに対し

て事業主に配慮義務が課せられたことなどです。

■テレワーク

通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のことを言います。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、夫やパートナーなど親しい関係の男性から女性に対して向けられる暴力のことです。男性から女性への暴力として問題化されるのは、ドメスティック・バイオレンスが歴史的に形成された、男性の女性に対する政治的・経済的・社会的優位が、私的関係の中で発現したもののみなされているからです。暴力は、

- 1) 殴る、蹴るなどの身体的暴力
 - 2) ことばで傷つける、無視、脅迫、女性関係等による精神的暴力
 - 3) 女性から経済力を奪う経済的暴力
 - 4) 女性を社会的に隔離したり行動を管理・制限したりする社会的暴力
 - 5) 意に反するあるいは屈辱的な性関係の強要・避妊に協力しない等の性的暴力
 - 6) 女性への暴力を子どもに見せる、あるいはその逆など、子どもを利用した暴力
- など、多様な形態をとります。

■DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」平成14(2002)年4月施行）

ドメスティック・バイオレンスの防止を目的として制定された法律です。この法律ができたことにより、これまでに「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになりました。配偶者(事実婚を含む)から暴力を受けた場合、被害者は「配偶者暴力相談支援センター」「警察」「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができます。

また、平成16(2004)年12月には改正DV防止法が施行されました。改正DV防止法では、暴力の定義を精神的・性的暴力に広げ、保護命令の対象に離婚した元配偶者を含めたほか、加害者への「接近禁止命令」の対象に子どもが加えられています。

【な行】

■ナイロビ将来戦略（「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」）

国際婦人の10年の最終年にあたる昭和60(1985)年、これまでの活動の評価・見直しと今後に向けての行動計画をつくることを目的とした世界会議(ナイロビにて開催)においてまとめられました。その内容は、あらゆる角度から女性問題を分析し、女性の地位向上のための障害を克服する国内措置を詳しく示唆するものとなっています。

【は行】

■パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」平成5(1993)年12月施行）

パートターマーの適正な労働条件の確保、雇用管理の改善を目指した法律です。事業主が講ずべき措置として、労働条件の文書交付、就業規則の作成、雇用管理者の選任などが定められました。

■フレックスタイム就業制度

始業・終業の時刻やその日の労働時間の長さを各労働者が自由に決定できる就業制度のことです。一般的には、週あるいは月など一定期間における総労働時間を定めて、1日のうちで必ず就業する時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ入社・退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)を設定した上で運用される制度です。

■北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議にて採択されたもので、12の重大問題領域にそって、女性のエンパワーメントのためのアジェンダ(予定表)を記しています。具体的には、「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性の健康」「女性に対する暴力」「女性と武力闘争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女兒」から構成されています。

■ポジティブ・アクション

積極的格差是正措置、あるいは積極的改善措置とも言い、社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内に

において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

【ま行】

■メディア・リテラシー

様々なメディアからの情報を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力や、メディアを適切に選択し、発信できる能力のことを言います。

【ら行】

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

平成6(1994)年にカイロで開かれた国際人口・開発会議において提唱された概念で、「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」「安全で満足のいく性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが健康に生まれ育つこと」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方です。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通

じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

■労働基準法

労働条件に関する基本法規であり、日本国憲法第27条第2項（勤労条件の基準）に基づき労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律です。

■労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」昭和61(1986)年7月施行）

派遣会社に雇用された派遣労働者が、派遣先企業の指揮命令のもとで、派遣業務に従事するという、労働者派遣事業の適正な運営と、その派遣労働者の就業条件の整備を目的とした法律です。平成16(2004)年に施行された「改正労働者派遣法」では、派遣受入期間の延長、派遣の対象となる職種の拡大といった点が変更され、派遣で働く環境が大きく改良されています。

多可町男女共同参画計画

平成20年3月

多可町 企画情報課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL : 0795-32-2381 FAX : 0795-32-2349

E-mail : newlife@takacho.jp

URL : <http://www.takacho.jp>